

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

震災地激励団に参加して 緒方克陽

■特 集

急げ阪神大震災対策

■資 料

- ・第132国会、内閣提出予定法案・条約要旨調
- ・1994年度総目次一覧表

3

日本社会党政策審議会

1995 NO.342

社会新報 ブックレット

各600円(税込)
A5判64頁

森下 紀彦ほか

AIDSと闘うための18の方法

ブックレットメンバー
1口1万円(2冊1000円分
と送料が無料になります)

日本社会党機関紙局

東京都千代田区永田町1-8-1
TEL 03(3592)7515 FAX 03(3581)3528

なかよくケンカしな
臨時障害者教育審議会設置法をめざして
堀利和参院議員

18闘うためのAIDSと 森下 紀彦ほか

横浜での国際会議を終えてエイズ
患者の人権の擁護と闘い方を提示

90分で読む。

臨時障害者教育審議会設置法をめざして
堀利和参院議員

なかよく ケンカしな

■既刊・好評発売中■

◆まーかいがウチナー—上原康助・照屋林賢・大田昌秀◆お坊さんも外国人労働者も
一小畠精武ほか◆環境保全型農業へ—辻和彦・唯是康彦ほか◆あたりまえだよ男の子育て—鈴木政俊、圭子◆環日本海の将来—環日本海フォーラム◆転換を迫られる北方四島への視点—金丸知好◆写真紀行—ウェットランド=島田興生(カラー、700円)◆
カンボジアPKO体験記—柳原滋雄◆社会党あるいは社会党的なるものの行方—吉本隆明◆政策提案型市民運動のすすめ—須田春海◆会社本位主義を変える—奥村宏・鶴尾悦也◆いま、社会民主主義を選ぶ—熊沢誠◆二風谷にアイヌとして生きる—壹野茂◆
リゴベルタ・メンチュー—上野清士◆夫婦別姓—福島瑞穂・千葉景子◆アメリカのN
P.O制度—岡部一明◆ミッテランとロカルー—成沢宗男◆連立時代の社会党の選択—
高野孟・安東仁兵衛◆知事が語るニッポン分権—横路孝弘・橋本大二郎◆政権への挑戦—社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆◆これまでの社会民主主義、これからのかの社会民主主義—住沢博紀◆金竹小の金と権力—伊藤博敏◆創憲—山花貞夫・山口二郎・
高木郁朗

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレット計22冊送付します。2冊分と送料が無料になります。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

よもやと思える震災が起きた。多くの被災者の皆様方に衷心よりお見舞申し上げたい。

阪神地方に大地震が起きるとは思つてもいなかつた。ライフラインは寸断し、道路は陥没、家は崩壊・火災と悲惨な状況がテレビ・新聞で刻々と入ってくるのを見て、驚きで息が詰まる。寒さの中、避

ついていたが、現地の第一印象は「息をのむ」という言葉そのままの状態であり、大地震の恐ろしさ

所の問題は深刻だ。大都市の中で場所の確保が困難であるし、要望戸数のケタが大きい。また半壊仮設住宅の早急な建設と、その場

の具体的な作業が進行中だ。また、税財政的支援に関しては、九四年度第二次補正予算案で二月二十四日の閣議決定・即国会提出に向けて緊急復旧費用の額を検討している。復旧費の規模は、調査が進むにつれてしだいに膨張していく模様だ。

税制関係措置については、納税の猶予や租税の軽減免等の配慮が盛り込まれている。その他、新規立法や法令の整備、あるいは大規模災害時の情報収集・通信システムの整備等、機構改革についても検討中で、わが党のプロジェクト関係者は、日夜大奮闘しているところだ。

中央防災会議の報告によると、

難所での不自由な生活、余震への不安。二月一〇日現在、五千三〇七名にのぼる人々が亡くなつた。一九二三年の関東大震災に次ぐ大惨事だ。

「安全基準」はどこまで信用できるのか。正確な活断層の地図等々、調査と結果が待ち遠しい。運輸委員としての立場からも、即刻

と被災者の姿が重なり、本当に胸の痛む思いであつた。
神戸市笠山市長、兵庫県目原知事へ、御見舞金を手渡すと共に、激励をし、要請を聞いた。被災地の要望実現へ協力を惜しまない事を約束する。続いて、関係自治体議員同席のもと、兵庫県南部地震対策本部と、現地対策本部の合同

現地を訪れ激励と調査をと思いつつ、先方の迷惑を考慮して延々になっていた。遅ればせながら、党政策審議会を代表しての参加の命があり、二月七日に現地入りすることができた。発生以来三週間たつていたが、現地の第一印象は「息をのむ」という言葉そのまま

会議を開き、第二次補正予算政府原案提出にむけた住民要求の吸い上げと、手立てについて協議を行

対策に関する税財政的支援・新規立法等とりまとめ、具体化に取り組んでいる。そのなかで、緊急を要する措置として、「行方不明者の捜索」「二次災害の防止措置」「避難民三十万人への支援措置」

の具体的な作業が進行中だ。また、税財政的支援に関しては、九四年度第二次補正予算案で二月二十四日の閣議決定・即国会提出に向けて緊急復旧費用の額を検討している。復旧費の規模は、調査が進むにつれてしだいに膨張していく模様だ。税制関係措置については、納税の猶予や租税の軽減免等の配慮が盛り込まれている。その他、新規立法や法令の整備、あるいは大規模災害時の情報収集・通信システムの整備等、機構改革についても検討中で、わが党のプロジェクト関係者は、日夜大奮闘しているところだ。

南関東地域で大地震が起きる確率が非常に高いという。今回の「阪神大震災」を教訓に抜本的な防災対策が喫緊の課題である。

(おがたかつよう・衆議院議員)

言頭卷



震災地激励団に

参加して

緒方克陽
政策審議会副会長

月刊『政策資料』

No.342号

1995年3月号

特集 阪神大震災関係

申し入れ

—連立与党兵庫県南部地震対策本部—

兵庫県南部地震災害対策（提言事項の第一次集約）

"

兵庫県南部地震災害対策に関する緊急質問

"

村山総理の施政方針演説に対する代表質問

"

（田口健二、衆議院本会議）
（久保亘、参議院本会議）

15 13 5 4

資料

公団住宅の家賃改定について

—日本社会党—

21

住宅・都市整備公団の賃貸住宅の家賃改定について

〈参考資料〉

第一三一国会、内閣提出予定法律案・条約要旨調

—与党経済対策プロジェクト—

政策の焦点

- I ILO一五六条約批准の取組み
II 国保制度の改正と今後の課題

一九九四年度総目次一覧表

鳥居由美子
田鹿文隆

付集

阪

神

大

靈

災

開

係

一九九五・一・一八

申し入れ

連立与党は、一七日発生した兵庫県南部地震の大災害に対し救援・復旧対策等を迅速に行うべく、直ちに兵庫県南部地震非常災害対策調査団を派遣し、被災状況の把握に努めると共に、関係自治体等から援助についての要望を聴取してきたところである。

現地においては、各般・各方面の協力を得つつ懸命な救出活動等が進められているが、政府においても、被災住民の救援にお最善を尽くすことを強く求めるものである。また、関東大震災以来初めて大都市部を襲った未曾有の災害であることを踏まえ、各自治体のみならず全国民的な応援・支援を要請するなど、

一、人命救助を最優先の課題とし、行方不明者の早期救出、負傷者の介助などに全力をあげること。

一、過去の大災害対策で蓄積されたノウハウを活かし、飲料水、食糧、生活物資の確保、衛生・医療対策等については、必要とされ

取り得る限りの救援体制を早急に整えられるよう要望する。

政府においては、緊急を要する次の事項に關し、万全の対策を講じらることを申し入れるものである。

一、電気・水道などのいわゆるライフラインについては、当面は応急復旧に最善を尽くすなど、被災住民の生活維持のための措置を優先すること。

一、家屋等の倒壊・焼失などにより、避難所での不自由な生活を余儀なくされている被災住民に対しては、応急仮設住宅の建設を急ぐと共に、入居者の負担軽減を図ること。

一、引き続き余震に対する厳重な警戒を行うと共に、この地域（近畿全域）の抜本的な観測体制の強化を図ること。

一、激甚災害の指定については、早急な対応を進めると共に、被災した自治体への財政援助を強化すること。

一、以上の対策を行う上で必要かつ十分な財政措置を講じるため、補正予算を迅速に編成すること。

一九九五・一・二二七

兵庫県南部地震災害対策

(提言事項の第一次集約)

連立与党兵庫県南部地震対策本部

内閣総理大臣
村山富市殿

本部長久保亘喜朗
副本部長森山由紀夫
副本部長鳩山由紀夫



連立与党兵庫県南部地震対策本部は、迅速な地震対策を推進するため、ただちに現地に調査団を派遣し、緊急にとるべき事項をとりまとめ、政府に申し入れた。その後、同対策本部は、現地の状況把握に努めながら、政府・各省庁に対策の促進を求めつつ、政策調整会議、各省庁別調整会議を中心に、「提言事項の第一次集約」に向けて作業を進めてきた。

以下は、各省庁別調整会議で整理した「集約」と、その「集約」をもとに、当面緊急を要する措置、緊急対策・復興対策に対する税財政的支援、新規立法について検討すべき事項、機構改革について検討すべき事項など」と整理したものである。

同対策本部は、引き続き、各省庁別調整会議で「提言事項の追加取りまとめ」とその具体化により組むとともに、「災害時の危機管

理プロジェクト・チーム」と「災害復興プロジェクト・チーム」を設置、また「連立与党現地対策本部」を設置することとしている。したがって、今回取りまとめたものは「第一次集約」であり、省庁別調整会議、プロジェクト・チーム等の作業を通じて、逐次「新しい提言事項」が追加されていくものである。

1 当面緊急を要する措置

(1) 行方不明者の捜索、救助

- ① 今なお行方不明となっている方々の搜索、救助活動を継続、強化すること。
- ② 身元不明遺体の早急な身元確認と遺族との対面等を的確に行うこと。
- ③ 面接、電話等による死者、行方不明者に対する相談体制の確立を図ること。

(4) 海上での捜索救助活動、急患等の輸送を実施すること。

(2) 二次災害の防止のための措置

- ① 余震活動的確な把握のため、観測体制の充実に努めること。被災した建築物の危険度の判定を早期に徹底するよう努めるとともに、立入り禁止区域的確な指定等を行い、被災した建築物の倒壊、かけ崩れその他による二次災害の防止に万全を期すこと。
- ② 大型公共土木施設等の点検を徹底するとともに、被災施設の応急復旧に万全を期すこと。
- ③ 事業場等での危険・有害物質の漏出・漏洩を防止するため、有害物質を取り扱う工場、事業場に対して、破損状況の調査、大気・水質等の環境モニタリングを実施するとともに、操業再開時までの環境面での安全性点検の指示、処理設備の復旧について指導・助言等を強化すること。
- ④ 廃棄物処理施設の被害状況を把握するとともに、周辺での環境汚染防止のための措置の徹底と早期復旧、被害状況の著しい地域について地下水のモニタリングを実施すること。

を実施すること。

(5) 災害復旧工事等における二次災害対策に万全を期し、安全・衛生等の確保に努めること。

⑥ ボランティア団体等との連携及びボランティアの受入れ・支援体制を確立するとともに、二次災害に遭遇したときの補償等を検討すること。

(3)

- ① 食料確保の質的向上及び価格安定等〇食料の必要量を的確に把握するとともに、応急緊急的食料供給レベルを改善し、暖かい食べ物の確保、メニューの豊富化等を図ることとともに、安全性を確保しつつ、品目別に食料を確保するよう万全の措置をとること。
- ② 医療活動の強化〇重傷者の入院を促進するとともに、持病を持つ人々の治療に万全を期すこと。〇インフルエンザ対策に万全を期すとともに、かぜ薬、胃腸薬等必要な医薬品の供給を的確に行うこととともに、医療器材の搬送・確保等に万全を期すこと。〇遠隔地の自治体等へも協力を要請するなど、医療体制の充実を図ること。
- ③ 衛生状態の改善〇的確な食料輸送ルートを確立するとともに、被災者から要望の高まっている生鮮食料品等の需要に応えるため、早くに市場等の復旧を図ること。また、価格動向について十分監視し、その安定期に努めること。

が重要であり、そのための食料供給システムを早急に地元自治体と協議の上確立すること。その際、避難所での生活者以外の被災者家庭への食料供給等にも万全を期すること。

〇食料供給上における国・県・市等行政当局と緊密な連携を図るとともに、必要な人的体制の整備に万全を期すこと。

(2)

- ① 避難住民三〇万人への支援措置など〇自主的・自発的ボランティアの組織的な活用について協力を要請するとともに、自分(達)で調理ができる態勢への移行を図ること。
- ② 医療活動の強化〇避難所救護センターの拡充、巡回診療班の派遣を行うこと。
- ③ 衛生状態の改善〇被災医療施設が早急に稼働できるよう措置するとともに、厚生省職員、国立病院スタッフの派遣など人材の確保に努めること。また、国公立病院等による被災者の救護に全力を上げること。
- ④ 医療施設以外の避難所、一般の家屋等においても臨時の措置として保険診療が行えるようにすること。

○仮設トイレを確保し、一層の改善を図ること。

○客船等の船舶についても、活用を図ること。

○被災を免れた住居等への避難住民の入浴受入れについて協力を要請することも含めて、入浴施設を早急に確保すること。

○防寒対策、降雨対策及び衣料の確保に万全を期すこと。

○バキューム車巡回を強化すること。

○生ごみなど廃棄物の収集・処分の体制強化を図り、早急に処理すること。

○検死体制を早急に確立するとともに、関係府県等にも協力を要請し、火葬場の確保に努めること。

④ 高齢者・障害者等に対する配慮

○避難している高齢者、障害者の状況・ニーズを把握し、各個人に応じた適切な支援措置を講じること。

○高齢者・障害者の保健・医療に万全を期すとともに介護体制を確保すること。

○視覚障害者や聴覚障害者に対する情報提供を的確に行うこと。

⑤ 住宅の確保

○隣接・遠隔地自治体の空家公共住宅等、公的宿泊施設、民間住宅の空家等の活用を図ること。

○応急仮設住宅の大量建設を推進するとともに、そのための住宅基準の緩和等

を図ること。

○客船等の船舶についても、活用を図ること。

○被災を免れた住居へのホームステイ、隣接・遠隔地自治体の住民、企業へのホームステイについても、協力を要請すること。

○公共住宅等や仮設住宅の入居申込について被災者が避難している状況に鑑み、特段の配慮を払うこと。

○応急仮設住宅建設用地、応急住宅として利用可能な公務員宿舎等の提供を行うこと。

○公共住宅等や仮設住宅の入居申込について被災者が避難している状況に鑑み、特段の配慮を払うこと。

○応急仮設住宅建設用地、応急住宅として利用可能な公務員宿舎等の提供を行うこと。

○被災者の安全、生活の早期安定・改善、救援活動・復旧活動の円滑化等に必要な情報を提供し、利用するため被災者に對して電話器の貸与をはじめ的確な方策を講じ、被災地救援情報の提供に万全を期すこと。そのため放送事業者等に對する経費の支出についての検討を行うこと。

○ガス供給の早期復旧に向けた支援の徹底、電気施設についての損害の早期復旧の支援、工業用水道の早期復旧を図るとともに、電気・ガス料金についての災害特別措置の徹底を図ること。

○緊急生活必需物資の確保及び価格需要変動へのモニタリングに万全を期すこと。

○緊急輸送道路の確保と交通安全施設の早期復旧に全力を挙げるとともに、山

陽新幹線、JR在来線、私鉄・公営の鉄道施設、神戸港をはじめとする港湾等の交通関連施設の被災状況を的確に把握し、速やかな応急復旧に万全を期すこと。

○鉄道不通区間における代替旅客輸送手段の確保に努めるとともに、ヘリコプター、船舶、トラック等の緊急輸送対策に万全を期すこと。

○全国の自治体水道部局から応援をえて水道の早期復旧を図ること。

○被災者の安全、生活の早期安定・改善、救援活動・復旧活動の円滑化等に必要な情報を提供し、利用するため被災者に對して電話器の貸与をはじめ的確な方策を講じ、被災地救援情報の提供に万全を期すこと。そのため放送事業者等に對する経費の支出についての検討を行うこと。

○大学入試への対応として、入試日程の変更、受験会場、出願書類の取扱い等被災地の受験生に対する特別の配慮的確かつ迅速な情報の提供を行うこと。

○高校入試への対応として、出願期間や出願書類の扱い及び、被災地域以外の高校受験への特別な配慮などを行うこと。

⑦ 教育分野に関する適切な対応

○視覚障害者や聴覚障害者に対する情報提供を的確に行うこと。

○緊急生活必需物資の確保及び価格需要変動へのモニタリングに万全を期すこと。

○緊急輸送道路の確保と交通安全施設の早期復旧に全力を挙げるとともに、山

- 学校における教育活動の再開に向けての対策として、早急な学校施設の安全点検の実施、教科書の迅速な供給、文房具及び学用品の確保、被災した児童生徒に対する就学援助の迅速かつ弾力的な対応、学校への避難住民との調整などをすること。
- 奨学金緊急貸与、授業料等の免除、留学生緊急援助金の支給等の措置を講じること。
- 文教施設等の早急復旧を図ること。
- ⑧ 雇用関係の保障等
- 被災者を雇用する事業者への雇用関係の維持を要請すること。
- 被災者に対する職業相談の実施のため、公共職業安定所における特別相談窓口を設置すること。
- 被災に伴い休業または一時的に離職を余儀なくされる労働者に対する失業給付を特例支給等失業給付の支給について弾力的な運用を行うこと。
- 被災地域内の事業者が労働者を休業させる場合等に雇用調整助成金を特例的に支給すること。
- 被災地域の事業主が実施する職業訓練の支援として、職業能力開発施設において在職者訓練費用を無料化すること。
- ⑨ 治安・秩序の維持と消防強化等
- 交番施設の早急な復旧、被災地における一般車両の乗り入れ自粛の徹底や道路交通規制について的確な措置を講じるとともに、災害時におけるマニュアル整備を進めること。
- 消防体制の強化を図るとともに、災害時ににおける同時多発火災対応体制の整備を図ること。
- ⑩ 公的業務の復旧等
- 裁判業務の早期正常化を図るとともに、上訴等の期限の定めのある訴訟行為が事実上不可能である場合に民事訴訟法等で認められている期間の伸長等の緊急措置の周知徹底を図ること。
- 民事・刑事における事件処理への影響への配慮及び当事者の権利救済の機会が損なわれないよう柔軟な対応をすることが。
- 復旧物資等輸送上の要路である海上自衛隊阪神基地隊の岸壁等をはじめ被災した自衛隊施設について、今後の復旧復興体制に万全を期す方向で整備等を検討すること。
- ⑪ 復旧体制の整備
- 被災地の具体的なニーズの把握に努めるとともに、構造物の撤去をはじめ多様な要請に柔軟に応えられるよう自衛隊の組織力の有効な活用を図ること。
- 産業被害状況の把握に努めるとともに、復旧にあたって必要な労働力、建設機械、資材の迅速かつ円滑な供給の確保に万全を期すこと。
- 復旧対策により生じる廃棄物の処分場、積出し、仮置き施設等を早急に確保すること。
- 復旧物資等輸送上の要路である海上自衛隊阪神基地隊の岸壁等をはじめ被災した自衛隊施設について、今後の復旧復興体制に万全を期す方向で整備等を検討すること。
- ⑫ 國際的な支援受け入れ体制の整備と被災外国人の支援強化
- 被災地のニーズを早急に把握したうえで、各国・国際機関・NGOの支援申請を入れを積極的に受け入れること。
- 農林地、漁港、農林漁業生産施設、流通・加工施設、集落等の被害状況を速やかに調査・把握し、今後の災害復旧対策に万全を期すこと。
- 運転免許証等の再交付、更新期間の延長などに特段の配慮を期すこと。
- 証券会社に対しての迅速、適切な対応を指導すること。

○支援受け入れのための国内法の弾力的運用を含め、関係省庁及び被災地との調整を速やかに行うこと。

○国際的支援の受入主体、命令、指揮系統について混乱が生じないよう調整を行うこと。

○ボランティアを含む通訳の派遣・被災地の広報物の翻訳を行い、被災外国人が適切な災害情報・避難誘導を受けられるよう支援すること。

○正確な情報の把握により被災者及び応援関係者に対し、的確な情報の伝達に努めること。

○国内の被災状況を在外公館等を通じて在外邦人に伝えるとともに、海外から照会に対する応答体制を整備すること。さらに、各国支援の状況・成果を国民に広報すること。

○支援表明・提供のあった各国・国際機関・NGOに対し、地震関係の情報を伝達すること。

○防衛庁・兵庫県南部地震対策本部を中心として、陸海空自衛隊の調整を今後とも緊密に行うこと。

○手形の決済等の債務の弁済に関して、関係金融機関等において被災事業者の

実情に則した適切な措置を講じること。

急・復興対策を推進すること。

○被災者に対する情報提供、担当窓口の案内・教示等を行うとともに、被災者からの相談・問い合わせ等の受付、処理を行うため、特別行政相談所の開設、

被災市町との共同特別行政相談を実施すること。また対応可能な行政相談委員の協力を要請すること。

○救助用郵便物の料金免除、郵便貯金・簡易保険等の非常取り扱いの実施、被災者宛電信為替の料金免除等の最大限の対策を継続すること。

○事業主が実施する職業訓練、職業能力開発施設の受験生及び在校生に対する支援として、出願期間の延長、受験手数料の免除、授業料の免除等の措置を講じること。

(1) 財政的措置
① 現行法上認められる国の援助を速やかに実施すること。

② 被災地方公共団体の財政運営に支障がないよう特別交付税、地方債の配分を行うなど適切な財政支援措置を講じるとともに、応援した各自治体への財政援助措置も行うこと。

③ 有料道路の災害復旧にあたっては、公的資金による予算措置を講じるとともに、港湾埠頭復旧における公社に対する財政措置などを図ること。

④ 早期の激甚災害の指定を行い、復旧事業等の推進を図ること。

⑤ 避難住民等被災者への緊急活動（医療、物資の提供等）等に要する経費を措置すること。

⑥ 建物滅失登記及び公団公開の便宜を図るための費用、法律相談業務に必要な経費を措置すること。

⑦ 授業料等の減免、奨学金の緊急貸与、被災児童生徒に対する就学援助措置、教科書・学用品の供給及び被災地留学生に負担の分散を図るとともに、円滑な応

2 緊急対策・復興対策に対する税財政的支援

対する緊急援助等に要する経費を措置すること。

⑧ その他応急対策及び復旧対策に係る財政、金融、及び租税について適切な措置を講じること。

⑨ 公共施設等の復旧に係る経費については、今回の災害の経験を踏まえ設計基準の改正等防災対策について、十分な配慮を行うこと。また、私立学校や民間の福祉施設等の復旧事業に対する助成を拡充すること。

⑩ 深刻な被災を免れた施設に対する全面的な点検、整備に要する経費を措置すること。また、大都市における消防用防水、特に防火水槽の整備のための財政措置等を検討すること。

⑪ 地震及びその被害に関する調査並びに今後の観測強化に必要な経費を措置すること。

⑫ 文化財の復旧事業等についての助成を拡充すること。

⑬ 政府系金融機関等による無利子融資、超低利融資、低利融資を行い、鉄道はじめとする交通インフラ、情報通信インフラ及び生活関連施設の復旧のために必要な方策を講じること。

⑭ 中小零細事業者を始めとする被災中小企業等の再建復興に向け予算、税制、金

融の各面で格段の支援措置を講じると同時に、被災事業者の中には転廃業の意向を有するものも見込まれることを配慮し、その対応にも万全を期すること。

⑮ 政府系金融機関の災害対策特別措置を被災事業者等に周知徹底するとともに、その金利については、今後、激甚災害の際の金利全体の問題として再検討すること。また、同時に、その返済の猶予についても検討を進めること。

⑯ 災害に遭った医療機関・薬局等の再建・復旧に対する補助、無利子融資を行うこと。

⑰ 倒壊家屋、施設等の撤去に関する特別の財政措置を講じること。

⑱ 必要かつ十分な補正予算の早期編成を含め、財政上の措置に最善を尽くすこと。

⑲ 國際的支援の受入れに関して、わが国の負担が必要な場合には、必要に見合った財政措置を講じること。

⑳ 新規立法・法令等の整備について検討すべき事項

(1) 被害の早急な復旧と円滑な復興再建、特に中小企業者を始めとする被災企業の再建のために、新規立法の必要が認められる場合には、躊躇なく対応すべきである。

(2) 復興再建の前提となる権利関係の確定及びその決済、特に、土地建物の権利関係や被災者相互間の債権債務関係、金融機関に対する既往債務の処理などについて、証拠書類の焼失や担保物件の滅失、被災による事業停止などの事情によって混乱等の生じることのないよう、相談業務の充実や情報の収集・整理を始めとする適切な対応に万全を期すとともに、被災の実情や被災者の声に常に気を配り、上記財政措置等の発動時期や、新規立法が必要な際にはその手続について、時期を失すことのないよう、

十分に配慮すること。

② 地方税の期限の延長・徴収猶予・減免を行うこと。

③ 登録免許税の取扱いについて検討を進める。

④ その他、被災企業等の円滑な復興再建に資する観点から機動的に税制上の措置を検討する。

- (3) 激甚災害に対処するための国の特別の財政援助について、医療などをはじめ対象範囲及び補助率の見直しを検討すること。また、倒壊家屋、施設の撤去等及び住宅供給促進策が円滑に進むような制度的検討を図ること。
- (4) 被災した市街地の応急措置、復興・防災対策について、面的な市街地整備を円滑に進めるための事業手法の拡充、土地、住宅等に関する私権制限の検討を含めて、地元自治体の要請を踏まえた法整備を総合的に検討すること。
- (5) 借地権の保全、借家人に対する措置のための立法措置を検討すること。
- (6) 大規模災害時における危機管理機構の整備に関する法整備を検討すること。
- (7) 國際的支援を受け入れる際に障害となつた事項を整理して、緊急時の法律上・運用上の特例措置ないし緩和規定等の整備を検討すること。
- (8) 統一地方選挙の対応について、選挙が行えない場合、任期の延長等の措置を検討すること。
- (9) 外国からの支援を想定した総合的な災害対策を策定するほか、国際支援の被災地での活動接遇に関する国際的合意事項及び、各国の派遣要員・装備等の事前登録等、国際的相互支援体制の整備を検討することとも

に、各国の災害援助体制に関する情報を収集し、我が国の体制の改革・強化を図ること。

(10) 自衛隊法八三条に基づく「災害派遣」に関しては、第2項の「但し書き」によって、都道府県知事等の要請を待たないで自衛隊部隊の災害派遣ができることになっていることから、現段階においては、自衛隊法の改正は必要ないが、この「但し書き」規定を当面援用して活用するよう、ただちに本規定の発動要件を整備すること。

4 機構改革について検討すべき事項

- (1) 大規模災害時における危機管理機構の整備
- ① 災害応急対策について各省庁、警察・消防・自衛隊等災害救助活動を行う実施機関を有機的に統合・調整する大規模災害対策の仕組みを内閣に整備するとともに、実施機関を管轄する中央省庁担当者が大規模災害発生時に直ちに官邸に集合し、統一のとれた災害救助活動が行われるようにすること。
- ② 災害時において、防衛庁・自衛隊が得た災害復旧に必要な情報については、迅速に首相官邸に伝達されるとともに、官邸及び関係省庁との連絡・連携がより緊密となるよう情報システムの高度化の確立に努めること。
- ③ 自治体と中央省庁との連絡は、大規模災害対策専門機関が一元的に対応すること。
- ④ 国のスタッフと近隣自治体のスタッフの緊急動員、警察、消防等の応援・支援体制が効果的にとられるシステムを整備すること。

- (2) 大規模災害時の情報収集・通信システムの整備
- ① 国による直接の情報収集と総理への情報集中を徹底させること。また、衛星通信システム等の整備や現地における携帯電話、テレビ等の通信施設の高度化を図るとともに、非常用通信システムの統一的運用、管理のための非常災害時通信管理センターの設置を検討すること。
- ② 全国的な防災無線網の整備、災害における携帯電話の確保と必要な料金の减免措置などの検討を進めること。
- ③ 一定規模以上の地震が発生した場合、直ちに、自衛隊、海上保安庁など航空機を持っている国の機関が、気象庁と連携して、半ば自動的に偵察行動を行い、大規模災害対策専門機関に報告するシステムを確立すること。
- ④ 大規模災害対策専門機関には、緊急事

態の際の非常用通信システムを統一的に運用・管理する非常災害時通信管理センターを併設すること。

- (4) 非常災害対策本部 現地対策本部との緊密な連携のシステム整備を図ること。
- (5) 観測機関による地震情報の伝達におけるバックアップシステムの確立を図るとともに、情報伝達に必要な携帯電話、携帯テレビ・ラジオ等を被災地に迅速かつ大量に導入できる方策を検討すること。

そのため国または自治体は端末を備蓄するとともに、事業者に備蓄義務を課し、災害時に使用した場合国が経費を補填するものとすること。また、災害救助法第二三条の救助の種類に情報通信端末を加えること。

- (6) 安否確認通信等を確保するため、輻輳時においても通信可能なシステムの開発を行うこと。
- (7) 多目的救助船の建造を進めるごと。警察のレスキュー隊の強化など、災害時の初動的救助活動の拡充を図ること。

- (1) 大都市部震災の被害を極力軽減するために、道路、鉄道等の土木施設、公共建築物などの設計基準を見直すとともに、耐震構造、実効性のある緊急時対応体制の維持
- (2) 広範な防災対策の強化等

造、災害対策等について積極的に研究開発を行うこと。また、既存建築物の耐震改修等を進めるとともに、電線類の中地化の推進等を図ること。

- (2) 南関東地震対策のように、体系的な「防災計画」が策定されていれば、地震災害時に自衛隊法第八二条第二項「但し書き」によつて自主的な派遣を行うことも可能であるため、全国規模でこのような「防災計画」の作成・整備に努めること。

- (3) 自衛隊が今後とも自然災害に迅速、効果的に対応できるように、その装備、運用のあり方等について検討すること。
- (4) 東海、南関東以外の地震の可能性が大きい地域についても、その地域の観測体制及び防災対策を強化すること。

- (5) 直下型地震を引き起こす可能性のある活断層について、その調査・観測を強化・充実すること。
- (6) 海底ケーブル等による海底の観測網の拡充に努めること。

- (7) 余震対策を含めて被災地における大学等による緊急地震調査、観測を実施するとともに、政府全体で、関係省庁、大学の連携を強化して、地震予知研究の推進を強化すること。

- (8) 原子力関連施設については、事故の発生防止、実効性のある緊急時対応体制の維持

・徹底等に関し、改めて十分なチェックを行ふこと。

- (9) 地震の前兆となる地殻変動を監視するため、汎地球測位システム（GPS）、超長基線電波干渉計（VLBI）等の整備を行ふための予算措置を講じること。

6 その他

- (1) 「与党兵庫県南部地震対策本部」の下に、次の専門プロジェクトチームを置き、前記の課題について早期に対策を進める。

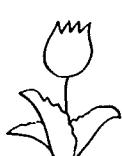
- (1) 災害時の危機管理プロジェクトチーム
- (2) 災害復興プロジェクトチーム

- (3) 現地対策本部の設置

- (2) 在日外国人被災対策等

- (1) 復興援助に当たっては、被災地の在留・定住外国人が不利益を被らないよう対処すること。

- (2) 被災外国人が、速やかに他の地域へ移動または帰国できるよう必要な措置を検討すること。



兵庫県南部地震災害対策

に関する緊急質問

日本社会党・護憲民主連合

田 口 健 二

（はじめに）

私は、一月一七日早朝に発生した兵庫県南部地震による災害の状況とその対策について、自由民主党・自由連合、新党さきがけ及び日本社会党・護憲民主連合を代表し、村山総理並びに関係大臣に対し、質問致します。

はじめに、与党を代表し、今回の地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われた方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。

また、困難な状況の中で冷静さを失わなかつた被災者の方々をはじめ、懸命に救援活動を続いている関係自治体の職員の皆さん、消防、警察、自衛隊の皆さん奮闘に敬意を表すとともに、これらの方々を含め、今回の災害復旧に際してご支援、ご尽力を頂いた国内外のすべての皆様方に對し、深く感謝して

おりますことを申し上げたいと思います。

連立与党は、この大災害に対し、直ちに対策本部を設置して現地に調査団を派遣し、被害状況の把握に努めるとともに、関係自治体からの援助について要望を聴取するなど、万全の救援、復旧対策を行うよう全力を尽くす決意であります。この通常国会の幕開けにあたって、与党として、関東大地震以来の都市部を襲った今回の未曾有の大災害に対しても、抜本的対策を緊急に実施するよう政府と確認し合い、今後の対策を進めていきたい、このように考えております。

私も、与党調査団に参加し、被災地を実際に見て、想像を絶する被害の大きさに驚くとともに、災害対策に万全を期すために果たさなければならぬ政府与党の責任の重さを考へて、身の引き締まる思いが致しました。

総理、今回の地震災害について、総理も実際に被災地を見られたわけですが、どう思われましたか。率直なご感想と、今後の災害復旧に当たって、どのようにリーダーシップを發揮していかれるのか、改めて総理のご決意のほどをお伺いし、以下、順次、具体的に質問したいと存じます。

【行方不明者の捜索と救出等について】

まずは、行方不明者の捜索と救出、ならびに負傷者の介助など衛生・医療対策についてあります。

現在も行方不明者の捜索と救出活動が懸命に続けられていますが、未だ多くの方の安否が気遣われる状態が続いております。政府も、被災者の救助や消防活動に、消防、警察、自衛隊や海上保安庁から多数の人員を投入して、様々な応急対策を執らでいることと承知しておりますが、まずは人命救助を最優先の課題として行方不明者の捜索と救出、負傷者の手当になお最善を尽くすよう強く求めます。

そのためには、各機関に対する必要な動員を進めて、その総力を上げて取組むことはもとより、被災地域の自治体にとどまらない、全国各地の自治体、全国民的な応援・支援を要請するなど、取り得る限りの救援体制を早急に整え、政府の総力を上げて取り組む必要

があると考えますが、総理のご所見をお伺いします。

【飲料水、食糧、生活物資の確保等について】

次に、飲料水、食糧、生活物資の確保も被災住民の生命に係わる最重要課題であります。難を逃れて避難所にたどりついたとしても、寒い冬の夜に毛布もなければ、食糧もないという状況には胸の塞がれる思いが致しました。

飲料水、食糧、生活物資については、まず必要な量を確保するとともに、必要とされる方々に迅速に行き渡るよう、配布・補給のシステムに万全を期すことが必要だと思います。そのためには、被災地域に通ずる交通路、通信網を早急に復旧し、確保することが欠かせません。特に、緊急を要する物資を供給するためには、道路、鉄道、港湾の早期復旧を図るとともに、当面の応急策として迂回道路の確保と、緊急車両以外の一般車両の交通規制が必要だと考えます。

政府は、交通路、通信網の早急復旧を含めて、どのように対応されるのか、国土庁長官に伺います。

【ライフラインの復旧等について】

また、都市部で発生した今回の地震では、広範囲にわたって電気、ガス、上下水道などライフラインにも大きな被害が生じており、

未だ数万户に及んでいます。

当面、非常用物資の確保と併せて、ライフ

ラインの応急復旧に最善を尽くすなど、被災住民の生活を守るために必要な措置を優先することが、極めて重要であります。

ライフラインの復旧について、政府の取組みの状況と復旧の見通しについて、国土庁長官に伺います。

【応急仮設住宅の建設等について】

さらに、今回の地震では、多数の建物が倒壊したことに加えて、同時多発的大規模な火災が発生し、多数の住宅が焼失するなど、多くの住民が避難所で不自由な生活を余儀なくされています。

私は長崎の雲仙普賢岳の噴火災害の例をよく知っていますが、避難所での長期にわたる生活には限界があります。速やかに空き家公営住宅の活用、応急仮設住宅の建設を急ぎ、住宅を確保するとともに、入居者の負担軽減を図る必要があると考えますが、これらについて、政府の取組みを国土庁長官に伺います。

【財政措置について】

最後に、以上の対策を行うためには、必要なならば制度改正も含めて行う姿勢で、必要かつ十分な財政措置を講じる必要があると考えますので、この点について、総理の基本的な

考え方をお聞かせください。

まず、激甚災害の指定については、早急に対応を進めるとともに、被災した自治体への財政援助を強化していくことが必要であります。

さらに、政府として責任を持つて抜本的対策を緊急に実施するためには、今回の地震災害対策のために特別の補正予算を迅速に編成するべきではないかと考えます。

総理は、これらの点について、どのような考え方をお持ちでしょうか。

〈おわりに〉

以上、私は、兵庫県南部地震について、当面する諸課題について質問してまいりました。未曾有の非常災害に際し、村山連立内閣として、責任をもってこれらの課題に対処されよう心から期待するとともに、与党各党も、それを全面的に支持することを表明して、私の質問を終わります。



村山総理の施政方針演説

に対する代表質問

日本社会党・護憲民主連合

久 保 亘

（はじめに）

私は日本社会党・護憲民主連合を代表し、
村山富市総理の施政方針演説に対して、総理
ならびに関係閣僚に質問致します。

さる一二月二八日の三陸はるか沖地震、そ
して一月一七日早朝に発生した兵庫県南部地
震によって、犠牲になられた方々のご冥福を
お祈りするとともに、被害に遭われた人々に
心からお見舞い申し上げます。被災地で日夜、
黙々と救援活動に取り組まれている関係者の
ご苦労には頭の下がる思いであり、心から感
謝と敬意の気持ちを表したいと存じます。被
災者の皆さんはいま、極限状況のなかで、冷
静さを保ち、生活再建への努力を続けられて
おられます。私たち政治に携わる者は、被災
者の苦痛を一日も早く解消するために、全力
を挙げなければなりません。

私たち日本社会党は与党三党と協力して、
地震対策本部を設置し、速やかに現地調査団
を派遣して、被害状況の把握に努めて参りま
した。政府に対しては、人命の救助とライフ
ラインの復旧を、政治の最大課題として取り
組むことを強く要請するとともに、補正予算
の財政措置も採るよう申し入れてきたところ
であります。

地震発生から九日目を迎えた今日なお、兵
庫県下の市街地では、三一万人を超える市民

が避難生活を余儀なくされ、行方不明になつ
た被災者の救出活動も懸命に続けられており
ます。この現状を見て、総理は被災者にどの
ようなメッセージを送られるのか、お伺いた
します。

総理。大震災対策は政権の評価にかかる
国政の最優先課題であります。費用を惜しむ
ことなく救援・復旧に取り組まなければなり
ません。被災者は真冬の寒風に耐えており、
この際、官民の所有する保養・福利施設を被
災者の避難所に開放すること、保有地を仮設
住宅地として提供することなど政府の指導力
を發揮し、これを迅速に実現して頂きたいの
であります。さらに生命に関わる医療・医薬
品が圧倒的に不足しており、あらゆる対策を
とぎ、人間の生命力の輝きに、深い感動を覺
えたのであります。被災者の皆さんのが困難を
乗り越え、復興に向けて、さらに努力される
ことを心から祈念致します。

（地震対策について）

今回の阪神大震災は「都市型災害」の典型
であります。その視点から、総理の考え方を
伺いたいと思います。
兵庫県南部地震は、地震災害がいかに複合
的な災害を誘発するものであるか、さらには
地震そのものよりも、都市自体がいかに危険
な要素を抱えこみ、突然、強い衝撃を受けれ
ば、都市はその機能を失い、殺りくのマシン

となつて、市民の生命を奪うものであるか、ということを象徴的に示しました。このことは戦後の国づくりと深く関連しているのであります。

戦後の瓦礫の中から、国家の再建を志した私たちは、社会の工業化と経済成長路線を選択して参りました。その結果、G.N.P.は飛躍的に増大し、経済生活水準も向上したのであります。しかし、そこでは大規模集中型の生産と効率性原理が優先され、集中する人口と産業を収容する都市拡張政策が命題となり、生活の安全性や防災計画など社会基盤の整備が後回しにされたと言わなければなりません。それが今回の複合的、かつ連鎖的な都市災害を呼び起す要因ともなつており、今後の都市計画のあり方に、大きな教訓を残したのであります。

このことは都市の空間を構成している道路、水道、建築物、鉄道網などの要素を「防災」の観点から総点検することを、私たちに迫つてゐるのであります。また、防災の観点から都市の管理ができなければ、的確な対策も打ち出せない、ということを示しております。総理の都市災害に対する基本的な認識と、特別立法措置を含む対策について、お尋ねしたいと存じます。

さらに行方不明者の救出活動や被災者への情報活動が遅れたのはなぜか、耐震性がある

とされた高速道路や鉄道の高架橋など都施設が容易に崩壊したのはなぜか、初動の段階で同時多発性火災の消火が困難を極めた原因はどこにあるのか、など今後の防災対策に必要不可欠な調査と解明が求められております。総理の見解を伺いたいと存じます。

今回、兵庫県知事からの要請を受けて、自衛隊が出動し、本格的な救援活動が開始されたのは、地震発生から四時間後とされていますが、災害救助における自衛隊の訓練、装備、組織力に期待する国民の間には、なぜ、もっと早く災害派遣を決定できなかつたのか、という疑問も強く存在しているのであります。この点、総理はどのように認識されているのか、率直なご意見を承りたいと思います。

被災地の復興には膨大な財政投資が必要であり、とくに緊急なもののは九四年度予算で補正し、九五年度以降は復旧の全体計画を明確にして補正の財政措置を探るべきであります。この点、大蔵大臣の答弁を求めます。

地震予知と防災の関係についても、お尋ねしたいと思います。ここでは縦割り行政の弊害が如実に表れているのであります。東海地震の予知は気象庁が担当し、地震予知連絡会は国土地理院、地震予知推進本部は科学技術庁、地震予知計画の策定は文部省、防災は国土省であります。このバラバラの体制では日常的な連絡は不可能であり、省益中心の考え方

が生まれる危険性も否定できないのであります。従つて、行政組織が予知と防災に一体となって取り組むためには、組織の再編成が必要であり、組織の一体化に向けた積極的な対応が求められているのであります。この問題に関する総理の答弁を求めます。

〈九五年度予算案について〉

次に九五年度予算に関連して、総理の見解を求めていと存じます。

九五年度政府予算は村山内閣にとって、初の本格的な予算編成となるのであります。このため、私たち連立与党は政府と協力しつつ、村山内閣のカラーが国民の前に、はつきりと映しだされる予算内容に仕上げる努力をして参りました。それは、第一に冷戦終結後の世界の動向に対応し、目に見える軍縮への第一歩となるよう努めたことであり、第二に来るべき高齢社会への対応や、ゆとりある生活の実現をめざしたことであります。第三は生活関連や科学技術・研究関連の社会資本への公的投資を拡充して、景気回復を後押しするとともに、産業空洞化の回避や二世紀に向けた経済フロンティアの開拓など、未来志向型の予算としたことであります。

戦後五〇周年にふさわしく、戦争責任を明確にして、今後の国際的友好・協力を進めるにあたって、その具体的な裏付けとなる関連

予算も盛り込まれており、野党の皆さんにも

賛同を頂けるものと確信しております。

東西冷戦の終結は、国際的な軍縮を推進す

る絶好の機会を、私たちに与えてくれました。

世界でも有数の防衛予算を持つわが国は、世

界にさきがけ、世界のモデルとして、防衛費

の削減に努め、国際社会の信頼を獲得しなけ

ればならないと考えております。今回の予算

案で自衛隊の正面装備を削減し、防衛予算の

伸び率を〇・八六%という低い率に圧縮した

ことはその表れであり、これを契機に、軍縮

国家への軌道を確実なものにしなければなり

ません。総理の軍縮に対する基本姿勢を伺い

たいと存じます。

今回の予算案は、留学生交流など平和友好
計画に手厚い予算を盛り込み、二一世紀を背
負う国際化時代の若い世代の期待に応えてお
ります。高齢者の生活の質の向上をめざして、
願って、エンゼルプランも策定しております。
それぞれのライフステージに合わせた予算の
内容となっているのであります。

産業構造の転換に不可欠な基礎研究の推進
や、情報通信の高度化など新産業分野の開発
に重点配分したこと、今回の政府予算案の
特徴であり、野党の皆さんのご協力を得て、
早期に成立させ、景気回復をはじめ国民生活

の安定に努めたいと考えております。

総理。あなたが初めて編成した政府予算案
は、今日の日本と世界にとって、いかなる意
味を持つものと位置づけられておられるのか、
この際、所見を伺っておきたいと存じます。

〈行政改革〉

次に行政改革について、お伺い致します。

総理は、施政方針演説の中で、行政改革は
村山内閣にとって最重要課題であることを強
調され、「言葉だけの改革におわることのな
いよう不退転の決意と勇気をもって実のある
改革を断行する所存である」と述べられまし
た。行政改革についての国民の関心は極めて

大きいものがあり、村山内閣が今国会の最優
先課題として取り組むことが強く期待されて
おります。とくに特殊法人の整理・合理化は
村山内閣が消費税率アップの際、歳出削減の一
環として国民に公約したものであり、内閣
の命運を賭けて実行しなければならない課題
であります。九二法人の中には、すでに使命
を終えたものもあります。しかし、高級官僚
の天下り先がなくなることなどから、関係省

を、今国会へ提案されることを表明されてお
ります。私も賛成であります。戦後五〇年が
たった現在、中央指導の画一的な社会経済發
展のあり方は、すでに限界にきており、社会
的成長を促すためには、地域の発意と創造性
を最大限尊重することが求められております。

「地方分権の推進に関する大綱方針」はそう
した分権をめぐる機運を反映したものであり、
分権化に向けた一里塚ともなるのであります。
また、建設される「地方分権に関する委員
会」は、分権推進の要となるものであり、そ
の権能と権限は、法律に明確に規定されな
ければなりません。分権の法制化問題、さらに
は同委員会の権能と権限について、総理の見
解を改めて求める次第であります。

特殊法人の整理・合理化を進めるにあたつ
て、考慮しなければならないことは職員の雇
用問題であります。多くの職員は特殊法人の雇
用整理・合理化に伴う雇用不安を抱えており、
現在、与党間で検討されている横断的雇用保

障の制度化によって、雇用対策を進めること
が重要であると考えます。総理の見解をお聞
かせ頂きたいと思います。

〈地方分権と政治改革について〉

私はこの際、地方分権の推進についても、
お尋ね致します。

総理は「地方分権の推進に関する法律案」

を、今国会へ提案されることを表明されてお
ります。私も賛成であります。戦後五〇年が
たった現在、中央指導の画一的な社会経済發
展のあり方は、すでに限界にきており、社会
的成長を促すためには、地域の発意と創造性
を最大限尊重することが求められております。
「地方分権の推進に関する大綱方針」はそう
した分権をめぐる機運を反映したものであり、
分権化に向けた一里塚ともなるのであります。
また、建設される「地方分権に関する委員
会」は、分権推進の要となるものであり、そ
の権能と権限は、法律に明確に規定されな
ければなりません。分権の法制化問題、さらに
は同委員会の権能と権限について、総理の見
解を改めて求める次第であります。

解を伺いたいと存じます。

国の行政は簡素的かつ効率的に行われる必要があります。地方公共団体に任せるものは任せ、国の仕事は外交・防衛など、どうしても国が関与しなければならない内政の課題に限定すべきではないかと考えます。大綱では、この視点が明確ではありません。国と地方の役割はどうあるべきか、総理の見解をお尋ね致します。

総理。政治改革はいまだ、道半ばにあります。政治改革は「政治改革関連四法」の制定で、その一步を踏み出したのであります。私たち社会党は政治腐敗や利益誘導型政治の根絶に向けて、族議員の跋扈を許さず、企業献金をなくすことを主張しております。国民の間には、村山連立政権のもとでこそ、それらの改革が可能であるという期待感も強いのであります。しかし、現実には企業献金と族議員が復活する兆しが濃厚になっており、政治改革に対する総理のリーダーシップが求められております。今後の政治改革に対する総理の見解を求めてたいと存じます。

（戦後五〇年問題）

私はここで、戦後五〇年を迎えるにあたり、総理の所見を伺いたいと考えております。

私たちはいま、二つの命題に直面致しております。一つは「過去」と、どう向き合うの

か、ということであり、いまひとつは「これから五〇年」をどう生きるのか、ということ

とあります。私たちは、あの一五年戦争を通じて、アジア・太平洋の広大な地域を侵略し、植民地支配を続け、域内諸国の人々の生命と財産に多大な犠牲を強いてきました。虐殺や強制連行、従軍慰安婦など著しい人間破壊の行為を積み上げてきたのであります。歳月の経過が、この歴史的な事実を変えることはありませんでした。風化することもなく、現実の問題として鮮かな姿を見せていくのであります。このため、歴代の総理は域内諸国に訪問にあたっては、まず、この過去の歴史に触れるを得ませんでした。私たちは、この「過去」を容易に忘却するのではなく、歴史の真実として受け止め、それに立ち向かう勇気が求められております。

日本のアジア・太平洋地域における歴史的責任とは、侵略戦争の歴史を、他民族に転嫁することなく、自らの歴史として認識し、その歴史を担い続けることできます。日本の過去の犯罪に直接加担した者は、それを記憶し、加担しなかった者は、その歴史に学び、過去を知らなければなりません。それが国際社会に対する日本国民の道義であります。

いま、私たちが為すべきことは、過去の過ちについて、関係諸国に正式に謝罪し、犠牲者に対しても率直に謝罪して、必要な償いを

講じることであります。戦後五〇周年を迎えた一九九五年のいま、私たちは国民の総意とします。私たちは、日本の過去を厳しく反省し、未来への決意を表明する国会決議を今国会で採択して、新しい出発を遂げる日本の姿を、全世界にアピールすべきであります。

日本社会党は戦争責任の問題では、他党にさきがけ、一貫した取り組みを続けてきました。私はここで、その日本社会党の村山委員長に、首相として、「国会決議」に関する決断と決意を求めたいのであります。国会決議によって、自らの立場を明確にしてこそ、日本はアジアの人々と、これから五〇年を、世界の未来を分かち合い、アジア文明の共同体の一員として、うとんじられることなく、信頼の上に共に生きることができるものと信じるのであります。

私は戦後五〇周年を迎えた政府の記念事業として、二つの課題を提案したいと考えております。一つは世界有数の森林国である日本が、地球環境保全の立場から、公的資金を大幅に投入して、民有林と国有林に財政援助し、「森林王国」への計画的な事業を開始するということであります。これは「森林は文化のふるさと」という問題意識に基づいておりまます。二つには、未来に生きるアジアと日本の子どもたちの、文化と平和交流の機能を持つた「国際子ども図書館」を設立し、「子ども

「文化立国」を創造するということであります。これは未来への投資であります。

私の提案に対する総理の意欲あふれる答弁を求めて存じます。

〈日米関係と外交について〉

次に先の日米首脳会談の成果と今後の課題について伺います。

今回、総理は初めて訪米され、クリントン大統領との日米首脳会談に臨みました。今回の会談は包括経済協議で決裂した昨年二月以来の日米関係を修復し、「創造的パートナーシップ」確立への第一歩を踏み出したものとして評価されるのであります。とくに冷戦構造の崩壊で、わが国の安全保障政策が軍縮の視点から見直しを迫られている今日、那覇軍港や読谷補助飛行場のパラシューート降下訓練の廃止とその施設の返還、県道一〇四号線超えの実弾砲撃演習の廃止——など沖縄の在日米軍基地の整理・縮小問題で協議することが合意されました。これは極めて意義深いのであります。今回の日米首脳会談が大きな成果として評価されるのは、まさに、この合意事項が、具体的に実行されたときであり、沖縄県民の期待も、そこにあります。総理はどういう手順で、合意事項を実行される見通しなのか、見解を伺いたいと存じます。

首脳会談において、総理は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の軽水炉転換支援問題で

も、「意味のある財政的役割を果たす」と発言され、積極的な財政支援の姿勢を示されました。朝鮮半島の安定を確立し、日朝国交正常化を促進していくうえで、この問題は重要であり、国民の理解も求めなければなりません。具体的な援助の内容について、総理の見解を求めておきたいと思います。

ポスト冷戦時代の国際関係を考えたとき、日米関係もまた、新たな対応を迫られております。わが国は日米関係を軸としながらも、「アジアの中の日本」であるという立場を明確にして、アジア太平洋地域に視点を移動させた外交活動の基本姿勢を表明すべき時にきており、国際社会では外交姿勢の「あいまいな日本」は許されないと考えるのであります。

その立場から、アメリカとの関係においても、真のパートナーシップに基づいて、両国が相互に「ノー」とも「イエス」とも、はつきりといえる両国関係を確立しなければなりません。外交の基本について、総理の見解を伺いたいと存じます。

〈むすび〉

私たちはいま、二〇世紀末に生きております。この世紀は「戦争と革命と産業文明の時代」であり、人類の愚かさと賢さが共存した世紀であります。あと五年で私たちは二十一世紀を迎えます。この世紀が愚かな世紀となるのか、賢い世紀となるのか、それは私たち

がどのような意思を諸国民に表明できるのかにかかっております。私たちは五〇年前、世界に誇る日本国憲法を手にしました。「自分のことのみに専念して他国のことを見度してはならない」。「世界の中の日本」と「自

主主義人民共和国）の軽水炉転換支援問題でめている現状を考えるならば、日本も人種差別撤廃条約の批准を避けることはできないの 것입니다。政治の「やさしさ」とは人間の尊厳を重んじる社会環境をつくることであり、それが「ひとを差別もしないし、差別もされない文化」を生み出すのであります。国内的には内閣同和対策審議会答申が出されて三〇周年になります。しかし生活・労働・産業・教育の分野では、いまなお、差別事件が相次いでおり、「部落解放基本法」の制定は、焦眉の課題となっています。この法制定と同條約の批准は、村山政権の「歴史的な使命」であると考えるのであります。総理の決意を伺いたいと存じます。

人権や民主主義に対しても、より深い関心を高めています。

総理、アメリカは昨年一〇月、人種差別撤廃条約を批准しました。人権は国境を超えた普遍的なテーマであります。冷戦後の世界が

由で活力ある経済社会」を指向しながらも、「公正な社会」を政治の最大の使命とする—この二つの指標こそ、二十一世紀に向かう地球文明の原理であり、共生の論理あります。私たちはこの指標のもとに、平和と公正の理念を掲げ、国際協調路線を歩むことを、日本からのメッセージとして世界に発信し、私の代表質問を終わります。

95年統一自治体選挙政策集

人にやさしい政治をいつそうワイドに

日本社会党

選挙政策シリーズ2

〔第1部〕

総論

1. 新しい決意
2. 新しい理念・政策
3. 自治・分権論の実現

〔第2部〕

1. 活力ある経済の実現
2. 信頼される政治・行政の実現
3. 国民生活の充実

4. 安心・豊かな福祉社会の建設
5. 税制改革
6. 共生社会

7. 國際社会との共生

〔第3部〕

- 重要政策工ッセンス
重要政策解説Q&A

1. 豊かな地域の実現
2. 自治・分権の推進
3. 信頼される政治・行政
4. 国民生活の充実
5. 安心・豊かな福祉社会の建設
6. 労働・女性対策の推進
7. 共生の社会づくり
8. 環境・リサイクル・科学技術
9. 農業・漁業・林業の再生
10. 交通・情報通信の充実
11. 教育・文化・スポーツ
12. 外交・防衛・安保の地域課題

発行 日本社会党総合選挙闘争本部
著者 日本社会党政策審議会
編集 日本社会党機関紙広報委員会

価格 1,200円

資料



一九九四・一二・一九

住宅・都市整備公団の賃貸住宅の家賃改定については、四年三月に公団から申請が出された後、政府による公共料金の年内凍結の措置を受けて政府与党内で慎重に検討が続けられてきたが、九月の高速自動車国道の料金改定の決定に引き続き、一月にとりまとめられた「今後の公共料金の取扱について」（政策資料九四年一二月号参照）を踏まえ、次のとおり決定した。

2 家賃改定の引上げ限度額については、三年間の物価上昇率を考慮して極力抑制すること。敷金の追加徴収については、認めないこと。

3 高齢者、低所得者、障害者、母子・父子家庭などに対する特別措置は、充実を図りつつ継続すること。

4 住宅・都市整備公団は、入居者との真摯な話し合いを継続し、家賃値上げについて十分理解を得るよう努めること。特に、改定の積算根拠及び算定方式などの情報を公開し、経営の合理化に努めること。

5 公団の発注する公共工事については、可能な限り制限付き一般競争入札の範囲を拡大すること。また、公団が出資している企業等との調達契約等における優先的取り扱いその他の関係については、経営合理化及び增收対策の観点から見直しを行うこと。

6 公団住宅のあり方及び住宅基本法の問題については、早急に政府与党間の合意形成を図り、家賃値上げルールの再検討と改善に努めること。

1 住宅・都市整備公団の賃貸住宅家賃の改定については、政府の公共料金値上げ延期及び公共料金決定システム見直しの方針に則り、慎重に承認手続きを進めることが望ましいが、次の点に留意すべきである。

1 公共料金の改定延期の政府方針に則り、現在の景気状況を勘案して、値上げの実施次期は来年以降できるだけ先送りすること。

日本社会党

公団住宅の家賃改定について

なお、家賃改定の承認は、現在、与党行政改革プロジェクトにおいて公団の経営形態に関する検討が行われていることに鑑み、慎重に対応すること。



一九九四・一一・一〇

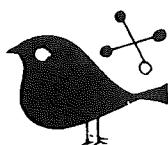
5 賃貸住宅の新規供給については、民間や地方公共団体との役割分担の見地から重点化を図ること。

住宅・都市整備公団の 賃貸住宅の家賃改定について

与党経済対策プロジェクトチーム

住宅・都市整備公団の賃貸住宅の家賃改定については、政府・与党の公共料金に関する方針に則り厳正に検討してきたが、現在、与党行政改革プロジェクトにおいて公団の経営形態に関する検討が行われていることに鑑み、承認にあたっては特に次の点に留意すべきである。

- 1 公共料金の取扱いに係る政府の基本方針に則り、家賃改定の引き上げ限度額及び敷金の追加徴収について配慮すること。
- 2 家賃改定及び建替における高齢者、低所得者、障害者、母子・父子家庭などに対する措置の充実を図ること。
- 3 家賃改定に際し、情報公開、経営合理化に努めるとともに、入居者の理解を得るよう努めること。
- 4 公団の発注する公共工事については、可能な限り制限付き一般競争入札の範囲を拡大すること。また、公団が出資している企業との契約関係や企業のあり方について見直しを行うこと。



第 132 回 国 会 (常 会)

内閣提出予定法律案・条約要旨調

(平成 7. 1. 31 現在)

付

○「提出予定」以外の検討中の法律案・条約件名……………参考

内 閣 官 房

- (注) 1 この調は、「第132回国会（常会）内閣提出予定法律案等件名調」に掲げる内閣提出予定法律案等について取りまとめたものであり、今後、件名、内容等の追加、変更等があり得る。
- 2 ※印は、「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」を示す。

件 数 表

法律案・条約

区分		法律案			条約
		総件数	※印法案	その他	
内閣		1		1	
理	警察庁	3		3	
	総務庁	1	1		
	科学技術庁	1		1	
	環境庁	3		3	
	小計	8	1	7	
法務省		3	1	2	
外務省		2	1	1	16
大蔵省		8	4	4	
文部省		1	1		
厚生省		5	4	1	
農林水産省		8	2	6	
通商産業省		6	3	3	
運輸省		5		5	
郵政省		9	2	7	
労働省		5	4	1	
建設省		7	3	4	
自治省		6	3	3	
合計		74	29	45	16

内閣

区分 提出予定

※	0件
その他	1件
計	1件

予算関係	件名	要旨
	地方分権の推進に関する法律案（仮称）	地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、「地方分権の推進に関する大綱方針」（平成6年12月25日付け閣議決定）に基づき、地方分権の推進に関する基本理念、基本方針、委員会の設置等について規定する。

総 理 府

(警 察 庁)

区 分	提 出 予 定
※	0 件
そ の 他	3 件
計	3 件

予算 関係	件 名	要 旨
	古物営業法の一部を改正する法律案	古物取引をめぐる最近の情勢等にかんがみ、古物商の許可に関する規定等の見直しを行うほか、古物市場へのぞう物の流入の防止と被害品の速やかな発見に資するための必要な規定の整備を行う等所要の改正を行う。
	道路交通法の一部を改正する法律案	運転免許行政をめぐる最近の情勢等にかんがみ自動二輪車に係る運転免許に関する規定を整備するほか、最近の交通情勢に対応して所要の改正を行う。
	自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	軽自動車の保管場所に係る届出等に関する規定の適用地域を拡大する場合における当該届出をしなければならない者を定める等所要の規定の整備を行う。

(総務庁)

区分	提出予定
※	1件
その他	0件
計	1件

予算関係	件 名	要旨
※	恩給法等の一部を改正する法律案	<p>1 恩給年額を平成7年4月から1.10%引き上げる。</p> <p>2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額に係る75歳の年齢区分を平成7年4月から廃止する。</p> <p>3 寡婦加算及び遺族加算の年額を平成7年4月から引き上げる。</p> <p>4 目症（第1目症・第2目症）に係る傷病賜金の支給要件を平成7年7月から緩和する。</p> <p>5 その他所要の措置を講ずる。</p>

(科学技術庁)

区 分	提 出 予 定
※	0 件
そ の 他	1 件
計	1 件

予算 関係	件 名	要 旨
	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	これまで行い得なかった放射性同位元素の賃貸の業を認める制度の創設、安全性の高い特定の放射性同位元素装備機器に係る規制の合理化及び許可証の訂正手続の簡素化のための所要の改正を行う。

(環 境 庁)

区 分	提 出 予 定
※	0 件
そ の 他	3 件
計	3 件

予算 関係	件 名	要 旨
	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	近年における高い高等学校進学率の状況等にかんがみ、公害の影響による健康被害に係る被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者を含めることとする。
	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	自動車燃料に係る大気保全上必要な品質の確保等のため所要の規定の整備を行う。
	悪臭防止法の一部を改正する法律案	今日における悪臭の実態に的確に対応するため、悪臭物質の濃度に係る規制と併せて臭気の程度に係る規制を行うとともに、生活に起因する悪臭の発生の防止に関する所要の規定の整備等を行う。

法務省

区分	提出予定
※	1件
その他	2件
計	3件

予算関係	件名	要旨
※	<p>裁判所職員定員法の一部を改正する法律案</p> <p>更生保護事業法案（仮称）</p> <p>更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称）</p>	<p>判事補の員数を12人、裁判官以外の裁判所職員の員数を24人増加する。</p> <p>更生保護事業を充実強化するため、更生保護法人を創設する等更生保護事業に関する規定を整備する。</p> <p>1 更生保護事業法の施行に伴う所要の経過措置を規定する。 2 更生緊急保護法を廃止する。 3 更生緊急保護法の更生保護事業に関する部分以外の規定を犯罪者予防更生法に取り込むとともに、同法の関連規定を整備する。 4 執行猶予者保護観察法の援護に関する規定を整備する。 5 その他関係法律の規定を整備する。</p>

外 務 省

区 分 提 出 予 定

※	1 件
その 他	1 件
計	2 件

予算 関係	件 名	要 旨
※	<p>旅券法の一部を改正する法律案</p> <p>在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>1 一般旅券の有効期間を10年とするとともに、有効期間が5年の一般旅券も申請できるようにする。</p> <p>2 有効期間が10年の一般旅券の手数料を設定する。</p> <p>3 子の併記制度を廃止するとともに、一定の年齢以下の者に対する手数料の減額措置を講ずる。</p> <p>1 在パラオ日本国大使館を新設する。</p> <p>2 1の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める等の改正を行う。</p>

大蔵省

区分	提出予定
※	4件
その他	4件
計	8件

予算関係	件名	要旨
※	平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案	平成7年度における国の財政収支の状況にかかるがみ、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例措置、決算調整資金への繰入れの特例措置、厚生保険特別会計への繰入れの特例措置、外国為替資金特別会計からの繰入れの特別措置等を定める。
※	租税特別措置法の一部を改正する法律案	<p>1 租税特別措置について、廃止を含む整理合理化を行う。</p> <p>2 社会経済情勢の変化に対応し、中小企業の創業等を支援するため設備投資減税等の措置を講ずる等所要の改正を行う。</p> <p>3 土地・住宅税制について、個人の土地等に係る長期譲渡所得課税の見直し等所要の改正を行う。</p> <p>4 その他所要の改正を行う。</p>
※	国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられることとなったことを踏まえ、国家公務員共済組合の短期給付の中にこれに見合う育児休業に関する給付を創設する。
※	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	最近における内外の経済情勢に対応し特定品目の関税率の改正等を行うとともに、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に伴う関税率表の品目番号等の改正を行う。

予算 関係	件 名	要 旨
	<p>漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案</p> <p>国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>保険業法案（仮称）</p> <p>保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称）</p>	<p>漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における保険金の支払財源の不足に充てるため、平成6年度において、一般会計から同勘定に資金を繰り入れることができるとする等所要の措置を講ずる。</p> <p>地球環境の保全を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に対し、我が国から国債による拠出を行うため、当該拠出について所要の措置を講ずる。</p> <p>金融の自由化・国際化等の保険制度を取り巻く環境の変化に対応するとともに、保険事業の健全性を確保することを目的として、現行の保険業法の全部改正を行う。</p> <p>保険業法の施行に伴う関係法律の整備等を行う。</p>

文 部 省

区 分	提 出 予 定
※	1 件
そ の 他	0 件
計	1 件

予算 関係	件 名	要 旨
※	国立学校設置法の一部を改正する法律案	<p>1 和歌山大学にシステム工学部を、静岡大学の教養部を改組して情報学部を、島根大学の理学部及び農学部を改組して総合理工学部及び生物資源科学部をそれぞれ設置する。</p> <p>2 金沢大学医療技術短期大学部、静岡大学法経短期大学部及び香川大学商業短期大学部を廃止する。</p> <p>3 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成7年度の職員の定員を定める。</p>

厚 生 省

区 分	提 出 予 定
※	4 件
そ の 他	1 件
計	5 件

予算 関係	件 名	要 旨
※	国民健康保険法等の一部を改正する法律案	国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等に対応し、国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険制度において個別・特別対策の拡充等を行うとともに、老人加入率が20%を超える保険者が増加していること等にかんがみ、老人医療費に係る各保険者からの拠出金の負担方法について所要の改正を行う。
※	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案	恩給に準じた障害年金等の額の引上げを行うとともに、平成7年4月1日における戦没者等の遺族であって、同一の戦没者に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し特別弔慰金（国債）を支給する。
※	精神保健法の一部を改正する法律案	障害者基本法及び地域保健法の成立等を踏まえ、精神障害者の保健福祉対策の充実、より良い医療の確保等のため所要の措置を講ずるとともに、公費負担医療の公費優先の見直しを行う。
※	結核予防法の一部を改正する法律案	結核り患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大、世界的な結核り患率の増加傾向等結核を取り巻く新たな局面に対応した結核対策の推進を図るとともに、公費負担医療の公費優先の見直しを行う。

予算 関係	件 名	要 旨
	食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案	輸入食品の増大、食品の安全性に関する問題の高度化、国民の栄養摂取状況の変化等に対応するとともに、規制の国際的整合化を図り、併せて規制に係る国民負担の軽減を図るために、輸入食品の安全確保対策の推進、添加物規制の見直し、自主的衛生管理の推進、営業規制の簡素化、栄養成分の表示の適正化等の所要の措置を講ずる。

農林水産省

区分	提出予定
※	2件
その他	6件
計	8件

予算関係	件名	要旨
※	農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案	効率的かつ安定的な農業経営の育成と加速的な農地利用の集積を図るため、農地保有合理化法人に対する指定法人による債務保証、農地保有合理化法人による買入協議制の創設等の措置を講ずる。
※	中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案	水産業を取り巻く情勢の変化にかんがみ、中小漁業者の経営改善を円滑に行うために必要な低利運転資金を融通する制度を創設するとともに、漁業近代化資金の貸付対象者の範囲を拡大する等の措置を講ずる。
	青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案	青年の就農の促進を図るため、都道府県知事により計画認定を受けた就農者に対し、指定法人から就農支援のための無利子資金を貸し付けるとともに、条件不利地域において就農した者に対し長期の償還期間を設ける等の措置を講ずる。
	農業改良資金助成法の一部を改正する法律案	条件不利地域における農業経営の改善を図るため、新規作物の導入等による新たな農業部門の経営の開始のための無利子資金の貸付けを行う等の措置を講ずる。
	農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案	重要かつ緊急に解決が求められている農業に関する技術課題について、民間の能力を活用して研究開発の一層の促進を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構の業務に関する規定の整備等の措置を講ずる。

予算 関係	件 名	要 旨
	農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	農業協同組合の合併の一層の促進を図るため、平成7年3月31日までとされている合併経営計画の提出期限の延長、合併推進法人の業務の拡充等の措置を講ずる。
	農業者年金基金法の一部を改正する法律案	最近の農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応して、農業経営の近代化及び農地保有の合理化の一層の促進を図るため、年金財政基盤の長期安定の確保のための措置を講ずるとともに、加入要件の改善等を行う。
	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	漁業災害補償制度について、中小漁業者の経営の安定と制度の健全な運営に資するため、共済契約方式の多様化による加入の拡大等の措置を講ずる。

通商産業省

区分	提出予定
※	3件
その他	3件
計	6件

予算関係	件名	要旨
※	特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（仮称）	経済環境変化の影響を特に受けている業種に属する事業者が行う事業革新の円滑化を図るため、所要の措置を講ずる。
※	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案（仮称）	中小企業の創業及び研究開発等を支援することにより創造的事業活動の促進を図るため、所要の措置を講ずる。
※	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案	小規模事業者の事業廃止等に備える小規模企業共済制度について、社会経済環境の変化等を踏まえた再構築を図るため、所要の措置を講ずる。
	石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）	石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、特定石油製品輸入暫定措置法を廃止するとともに、石油備蓄法及び揮発油販売業法について所要の改正を行う。
	電気事業法の一部を改正する法律案	より効率的な電力供給構造の構築のため、参入規制及び料金規制を改めるとともに、保安規制の合理化等の措置を講ずる。
	化学兵器の禁止及び特定物質の製造の規制等に関する法律案（仮称）	「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」の適確な実施を確保するため、所要の措置を講ずる。

運 輸 省

区 分	提 出 予 定
※	0 件
そ の 他	5 件
計	5 件

予算 関係	件 名	要 旨
	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	離職船員の発生状況にかんがみ離職船員に係る就職促進給付金の支給に関する規定を整備する等所要の改正を行う。
	海上衝突予防法の一部を改正する法律案	1972年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、漁ろうに従事している一定の船舶の灯火及び形象物の表示義務について所要の改正を行う。
	旅行業法の一部を改正する法律案	近年における旅行業をめぐる状況の変化に対応して、旅行業務に関する取引における旅行者の保護の充実等を図るため、営業保証金制度及び弁済業務保証金制度の改善を図る等所要の改正を行う。
	許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案（仮称）	国民の負担軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、運輸省関係の許可、認可等の整理及び合理化を進めることとし、関係法律について所要の改正を行う。
	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	1990年の油汚染に対する準備、対応及び協力に関する国際条約（仮称）の批准に伴い油汚染緊急計画（仮称）の備置き及び油の排出のおそれがある場合等の通報について所要の規定を整備する等所要の改正を行う。

郵 政 省

区 分 提 出 予 定

※	2 件
そ の 他	7 件
計	9 件

予算 関係	件 名	要 旨
※	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（仮称）	高度情報通信基盤の整備を促進するため、高度有線テレビジョン放送施設を整備する事業を電気通信基盤充実事業に加えるとともに、通信・放送機構の業務に電気通信事業者等の行う光ファイバ網の整備事業を支援するための助成金交付業務を追加する等所要の改正を行う。
※	高度デジタル技術放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案（仮称）	受信者による操作を可能とする高度デジタル技術を用いた放送番組の制作等に対する支援を行うため、通信・放送機構の業務の追加等所要の措置を講ずる。
	電波法の一部を改正する法律案	無線従事者の資格を取得しようとする者の負担の軽減等を図るために大学等において無線に関する科目を履修して卒業した者に特定の資格を付与すること等とともに、口座振替の方法による電波利用料の納付を可能とするため所要の改正を行う。
	郵便法の一部を改正する法律案	第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例制度における料金の減額率の法定上限の廃止、郵便に関する料金の納付方法の拡大並びに料金後納に係る担保を免除する者の追加について所要の改正を行う。
	郵便貯金法の一部を改正する法律案	金融自由化対策資金の運用において、外貨債の為替変動の危険を軽減するため、証券会社に取次ぎを依頼して行う先物外国為替取引の導入について所要の改正を行う。

予算 関係	件 名	要 旨
	郵便振替法の一部を改正する法律案	郵便振替の口座からの払出金を国税又は電波利用料の納付に充てることができることとともに、口座への受入れに関する事項を払込書用紙に表示し加入者に交付する等の郵便振替の利用上の利便を高めるための取扱いを実施することとする等所要の改正を行う。
	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	簡易生命保険特別会計の積立金の運用において、外貨債の為替変動の危険を軽減するため、証券会社に取次ぎを依頼して行う先物外国為替取引の導入について所要の改正を行う。
	放送法の一部を改正する法律案	真実でない事項の放送による権利侵害に対する救済措置の改善を図るため、訂正放送等の請求期間及び放送内容についての事後措置を行うべき期間を延長する等所要の改正を行う。
	電気通信事業法の一部を改正する法律案	第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金のうち一定の範囲のものについて認可制から事前届出制に改めるとともに、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約約款について郵政大臣の定める標準約款に合致するものは認可を受けたものとみなすこととするため所要の改正を行う。

労 動 省

区 分	提 出 予 定
※	4 件
その 他	1 件
計	5 件

予算 関係	件 名	要 旨
※	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	最近における社会経済情勢の変化に対応して、中小企業退職金共済制度を充実させ、あわせて制度の長期的な安定を図るために、掛金月額の上限及び下限を引き上げるとともに、退職金の分割支給制度、掛金納付月数の通算制度等について改善を行うほか、退職金等の額の見直しを図る等所要の改正を行う。
※	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案	高齢化の進展、世帯人数の減少等社会経済情勢の変化に対応するため、重度被災労働者に対する介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付水準等の改善等労災保険制度等について所要の改正を行う。
※	育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	少子・高齢化社会の急速な進展等を踏まえ、育児、介護問題を抱える労働者の雇用の継続等を図ることを通じてその職業生活と家庭生活との両立に資するため、介護休業制度を法制化するほか必要な支援措置を講ずる等所要の改正を行う。
※	特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案	最近における内外の経済的事情の著しい変化により、雇用調整を余儀なくされている業種に係る労働者の雇用の安定等を図るために、法の廃止期限を延長するとともに、産業間・企業間移動による雇用機会の確保、移動の際の能力開発等の措置を講ずる事業主に対して支援を行う等所要の改正を行う。
	緊急失業対策法を廃止する法律案	緊急失業対策法の対象となる失業者数が大幅に減少している現状にかんがみ、同法を廃止する。

建設省

区分	提出予定
※	3件
その他	4件
計	7件

予算関係	件 名	要旨
※	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進を図るため、都心地域における良質な中高層の共同住宅の供給を促進するための事業制度の創設、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域の要件の緩和等所要の改正を行う。
※	電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（仮称）	特定の道路について、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るために、道路管理者による電線共同溝の建設並びにこれに関する国庫による負担及び補助の特例について定める等所要の措置を講ずる。
※	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	内需を中心とした我が国経済の安定成長を図るため一定の中古マンションに対する融資条件の改善措置の適用期限を延長するとともに、特別損失に関する規定を整備する。
	宅地建物取引業法の一部を改正する法律案	依頼者の利益の保護及び宅地建物取引の透明性の向上等を図るため、宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探査するため、当該専任媒介契約の目的物である宅地又は建物につき一定の事項を建設大臣が指定する者に登録しなければならないものとするとともに、宅地建物取引業の業務の適正な遂行の確保と負担の軽減を図るため免許の有効期間を延長する等所要の改正を行う。

予算 関係	件 名	要 旨
	都市再開発法等の一部を改正する法律案	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地の環境の改善を図るため、市街地再開発事業の施行区域要件の緩和、地区計画制度の拡充、建築物の形態制限の合理化等所要の改正を行う。
	都市緑地保全法の一部を改正する法律案	住民等の発意に基づく緑地の保全及び緑化に対する取組を積極的に支援し、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るため、土地所有者との契約に基づき地方公共団体等が市民緑地（仮称）を設置・管理する制度の創設、緑地保全地区内の土地の買入れ主体の拡大等所要の改正を行う。
	河川法の一部を改正する法律案	適正かつ合理的な土地利用の確保を図るとともに、河川の整備及びその適正な管理を行うため、地下に設けられた河川管理施設等に係る河川区域を、地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的な区域として指定することができるものとする等所要の改正を行う。

自 治 省

区 分	提 出 予 定
※	3 件
そ の 他	3 件
計	6 件

予算 関係	件 名	要 旨
※	地方税法の一部を改正する法律案	最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時的な課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し並びに住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等所要の改正を行う。
※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方交付税の総額につき所要の改正を行うとともに、地方団体の必要とする行政経費の財源を措置するため単位費用等を改定する等の改正を行う。
※	国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	国會議員の選挙等の執行につき国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準について、最近における公務員の給与の改定、物価の変動等に伴い、投票所経費、開票所経費等の基準額を改定する等所要の改正を行う。
	地方交付税法等の一部を改正する法律案	平成6年度の国の補正予算の編成に伴い、地方交付税の総額確保のための所要の改正を行う。
	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	自主的な市町村の合併を推進するため、法の有効期限を延長するとともに、行財政上の特例措置の拡充・整備等所要の改正を行う。

予算 関係	件 名	要 旨
	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられることとなったことを踏まえ、地方公務員共済組合の短期給付の中にこれに見合う育児休業に関する給付を創設するとともに、地方議会議員の退職年金の支給開始年齢の引上げ等を行う。

条 約

計

16 件

件 名	要 旨
ベーリング海すけとうだら資源保存条約（仮称）	ベーリング海の一定の公海部分におけるすけとうだら資源の保存等について定める。
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定	両国間の定期航空業務の開設等について定める。
1994年の国際コーヒー協定（仮称）	統計活動、研究及び調査活動を通じたコーヒー貿易の発展、コーヒーに関する国際協力の強化等について定める。
1988年5月31日に総会において採択された1948年5月10日、1966年11月16日及び1972年11月30日の議定書並びに1982年6月24日の改正によって改正され及び補足された1928年11月22日の国際博覧会に関する条約の改正（仮称）	国際博覧会の区分、その開催間隔を改正すること等について定める。
日・仏租税条約（仮称）	所得税等の所得に対する租税の二重課税の回避等について定める。
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（仮称）	化学兵器の全面的な禁止、及びそれを確保するための厳格な検証措置の適用等について定める。
原子力の安全に関する条約（仮称）	原子力発電所の高い水準の安全を世界的に達成することを目的とし、そのためには締約国が適切な措置をとること等を定める。
1990年の油汚染に対する準備、対応及び協力に関する国際条約（仮称）	海上の油汚染一般に対する国際協力の法的枠組み等について定める。

件 名	要 旨
家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第156号） (仮称)	労働者が就業に係る責任と家族的責任とを両立できるようにすることを国の政策目的とすること等について定める。
1994年の国際熱帯木材協定 (仮称)	世界の熱帯木材市場の発展、熱帯林の持続可能な経営の促進等について定める。
万国郵便連合憲章の第5追加議定書（仮称）	万国郵便連合憲章の一部改正について規定する。
万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約（仮称）	一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための実施細目について規定し、条約は、国際郵便業務について適用する共通の規則及び通常郵便業務について規定する。
小包郵便物に関する約定 (仮称)	小包郵便物の交換の規律について規定する。
郵便為替に関する約定（仮称）	郵便為替業務の規律について規定する。
郵便小切手業務に関する約定（仮称）	郵便小切手業務の規律について規定する。
政府調達に関する協定（仮称）	中央政府、地方政府等が行う政府調達に係る法令等について、他の締約国の產品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与えること等について定める。

参考

「提出予定」以外の検討中のもの

◎法律案 (総計14件)

(警察庁) 1件

1. 留置施設法案

(公害等調整委員会) 1件

1. 公害紛争処理法の一部を改正する法律案(仮称)

(総務庁) 1件

1. 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(仮称)

(法務省) 計3件

1. 表記の平易化等のための刑法を改正する法律案(仮称)

1. 刑事施設法案

1. 刑事施設法施行法案

(文部省) 1件

1. 文化財保護法の一部を改正する法律案

(厚生省) 1件

1. 包装廃棄物の分別収集及び再生利用の推進に関する法律案(仮称)

(農林水産省) 1件

1. 農産物検査法の一部を改正する法律案(仮称)

(通商産業省) 1件

1. 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)

(運輸省) 1件

1. 海上保安庁の留置施設に関する法律案

政
策
策
策
策
策

(九四年一二月～九五年二月)

九四年一二月

「資料」

- ルワンダ難民支援与党調査団報告
- ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱
- 年金改革にどのように取り組んだか・主要ポイント
- 日本社会党の環日本海圏政策－3

九五年一月

「資料」

- 行政改革の新たな展開の基本方向
- 地方行財政改革の基本方向
- 規制緩和の基本的考え方と推進体制
- 従軍慰安婦問題の解決方向について
- 地方分権の基本的考え方

95年宣言（第一次草案）

二月

「特集」

- 1 一九九五年度税制改正大綱
- 2 省庁別予算案成果のポイントと課題

「資料」

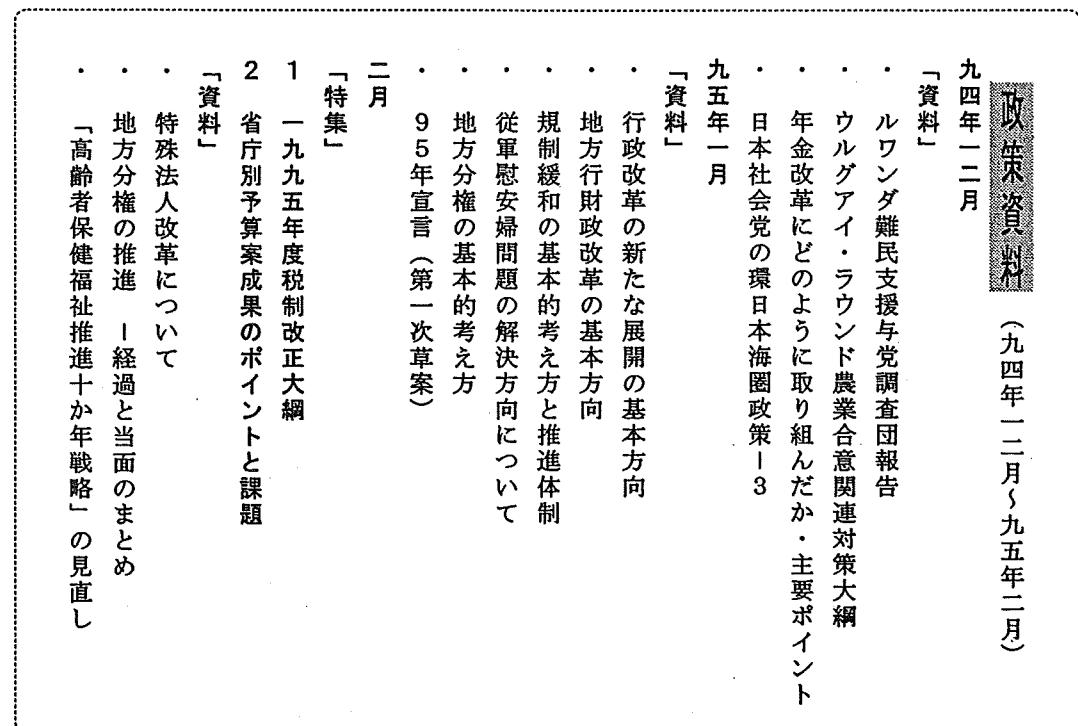
- 特殊法人改革について
- 地方分権の推進－経過と当面のまとめ
- 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し

（自 治 省） 計 3 件

1. 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（仮称）
1. 公益法人等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律案（仮称）
1. 地方自治法等の一部を改正する法律案（仮称）

◎条 約 （総計 6 件）

1. 日・米宇宙損害賠償請求権相互放棄協定（仮称）
1. 日・エティオピア航空協定（仮称）
1. 日・イスラエル航空協定（仮称）
1. 日・ポーランド投資保護協定（仮称）
1. 日・ルーマニア投資保護協定（仮称）
1. 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約（仮称）



ILO一五六条約批准の取組み

鳥居由美子

○年代後半以降、歐米諸国で既婚女性の雇用が増加したことにより家庭と職場の両立が大きな問題となり、そこで家庭責任のある女子が差別を受けることなく労働する権利を行使できるような政策の推進を加盟国に勧告したものである。

1 はじめに

永年の懸案課題であったILO第一五六号条約（家族的責任を有する労働者条約）批准案件が今国会に提出される運びになった。

社会党は、一九九三年一二月にILO一五六号条約批准対策特別委員会（委員長＝千葉景子、事務局長＝永井孝信）を党内に設置して以来、国際家族年である九四年中に批准することを目標として、精力的にその実現にとりくんできた。九四年中に批准という当初の目標こそ達成できなかつたが、今国会において批准の見通しがついたことは大きな成果である。

2 条約採択の背景と概要

ILOは、労働における責任と家庭責任の両立に関するものとして、一九六五年に「家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告」（第一二三号勧告）を採択した。この勧告は、五

しかし、その後、七五年の国際婦人年世界会議を契機に高まつた男女平等実現の要求を背景に、家庭責任は女性のみが負うものではなく男女共に担うべきであるとする認識が強まつた結果、八一年六月、第六七回ILO総会において、一二三号勧告を改廃し、「家族的責任を有する男女労働者間、及びそれらの労働者と他の労働者間の機会均等」を目的とする一五六号条約及び一六五号勧告が採択されたのである。

同条約採択に際して、日本政府と労働者代表は賛成、使用者代表は棄権している。また、条約は八三年八月に発効し、九四年一二月現在で批准国は二二か国である。

一五六号条約は、前文と本文一九条及び末文から成っているが、概要是次の通りである。
第一条（家族的責任を融する労働者の定義）
①被扶養者たる子、②保護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族、に対し責任

を有する男女労働者であつて、右責任により経済的活動が制約されているもの。

第三条（国の政策目的）、第四条（職業選択の自由、雇用条件及び社会保障）、第五条（地域社会計画、社会サービスの拡充）

第八条（家族的責任のみを理由とする雇用の終了）家族的責任のみをもつて雇用の終了の妥当な理由としてはならない。

第十条（段階的適用及び報告）

3 整えられていった環境整備

社会党は八年以来、一五六号条約の批准を求めてきたが、その間に同条約及び条約を補足する一六五号勧告に關係する主要な施策が実施されるなど批准にむけての環境整備が進んだ。

その一つは、官民・男女全労働者を対象とする育児休業制度が法制化されたことである。八七年に、社会、公明、民社、社民連の四党と連合参議院（当時）は共同の育児休業法案を参議院に提出し、以来結束した取組みを進められた結果、民間については九一年五月、公務員等については同年一二月に政府提出法案が成立し、翌九二年四月から施行された。

成立した育児休業法では休業期間中の賃金の支払については、労使の話合いにゆだねており、所得保障については今後の課題として

残された。そこで翌年には関係審議会（中央職安審議会）で検討が開始され、九四年六月、雇用保険法の改正により、従前賃金の二五%相当の育児休業給付制度が創設され、今年四月から施行されることになった。また、

公務員については、今国会に「国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」並びに「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案」が提出されることが予想され、民間の育児休業給付に見合う給付が創設され、四月には民間と同時に施行される見込みである。

第二は、パートタイム労働者の保護等のためのパートタイム労働法の制定である。九二年、社会、公明、民社、社民連の四党は「短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案」を衆議院に提出し、育児休業法制化の際と同様に結束した取組みにより、翌九三年六月、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）が可決・成立し、同年一二月に施行された。

第三は、介護休業の法制化である。社会党は、長年、高齢者などの介護に関する社会サービスを大幅に拡充するとともに、家族の看護・介護を必要とする男女労働者を対象にして、看護・介護休業を法制化するよう主張してきた。細川連立政権が発足したのを背景に

労働省は本格的に検討を開始し、婦人少年問題審議会で審議が積み重ねられ、昨年一二月一六日の同審議会の建議を基本的に踏まえた内容で政府案が立案され、本年二月七日、閣議決定された。民間等を対象とした法制化がいよいよ実現する運びとなったのである。なお、国家公務員についてはすでに、九四年九月から介護休暇制度が施行されている。

以上のように、職業上の責任と家族的責任との両立を図る施策は着実に進み、条約批准の環境は整ってきたのである。

4 批准を妨げた問題点と党の取組み

にもかかわらず、「なお検討すべき問題がある」として批准が見送られてきたのはなぜであろうか。

土井質問に対する答弁で確約した外務省の文書報告が、八六年四月に国会に提出されたが、それによると、今後検討を要する主要問題点として①どのような形で経済活動に対する制約を受けている者が対象となるのか（第一条）、②家族的責任を理由とする解雇とはどのようなものか（第八条）、③段階的適用する場合最低限はどの程度までか（第一〇条）、④どの程度まで労使協議を行うか（第十一条）――をあげ、今後とも調査研究を続けるとした。

党は本条約の早期批准をめざして設置した特別委員会で右の事項を含め検討するとともに関係省庁との折衝を積み上げる中で、同条約批准承認案件の国会提出方針がなかなか固まらなかつた主な理由として、最終的に次の二点にしばられると判断した。その一つは、「家族的責任のみ」を理由とする解雇等を否定する同条約第八条の規定を担保するために新たな法的措置が必要かどうか、が定まらないこと。二つめには、特定職種（教員、看護婦、保母等）の女子公務員に対して、育児休業期間中、共済掛金相当額が支給される現行「育児休業給」制度が条約第一〇条第一項、第一条一項に抵触するかどうかが定まらないこと。

これに対する党特別委員会のとりまとめた見解は次の通りである。

第一の点については、その立案経過と規定ぶり、日本の実情等を考慮すれば新たな法的措置は必要ではないと考えられる反面、それでは、家族的責任と職業上の責任の調和、二重負担者の負担の緩和・軽減を図る（使用者の指揮命令権（労働者の労務提供義務）又は解雇権に一定の制約を新たに課す）上で積極的な意味をもちえないことから、条約批准と合わせて条約の世界と隣接する勧告（第一六五号勧告）の世界を積極的に取り入れて対処することとする必要がある

あると考えられる。

第二の点については、虚心に検討すれば、「抵触する」と考えるのが自然であろうが、「育児休業給」は「人材確保措置」であつて、「仕事と家庭の両立支援措置」とは別の世界の措置と考えることもまったく否定できない。ただし、「人材確保措置」云々と考へたとしても、なぜ「女子のみ」なのか、なぜ「三職種」あるいは「三職種のみ」なのか、などの問題は残る。

この問題に関連して、今般、厚生年金保険法や健康保険法、共済組合各法などの改正により育児休業期間中の労働者に係る保険利用・掛け金免除措置が講じられるとともに、民間労働者については雇用保険法改正により育児休業中の労働者に従前賃金の二五%相当額を支給する「育児休業給付」制度が導入されることになり、当然のことながら公務員についても同様の措置を講じるための検討が進められている。現行「育児休業給」制度が導入された経緯と併せ、このような一般的な「育児休業給付」制度の導入が図られつつあるという状況を踏まえれば、その流れの中で第二の問題点について積極的な打開を図ることをまず追及すべきであろう。

第一の点については、党の考え方を基本的に受入れ、新たな立法は不要という見解とする方針が明らかになった。第二の点について、一月二三日、人事院が意見の申出を行い、従来の特定職種の女子公務員に係る育児休業給を廃止することが確認された。これにより、条約の批准承認案件の国会提出の障害は事実上なくなり、国会提出が準備されることとなつたのである。

ところで、家族的責任とはそもそも具体的に何を云うのかについては、条約では明らかではない。おそらく、それぞれの国によって家族の範囲、家族の関係、家族政策の対象は異なつており、一律に規定することが困難なためだろう。わが国の家族政策は、他の先進国が夫婦と未婚の子からなる家族を対象とした子育て支援を中心にしているのに對し、むしろ高齢者介護等に比重がおかれている。

しかし、女性の就業が増大し、共働き世帯の増加により、男女役割分担や老親の扶養についての考え方が変化してきており、また事实上家庭での介護に限界があり、社会保障制度に対する期待が高まっている。

折しも、法制審議会民法改正試案が出されわが国の家族法の大きな見直しが行われようとしている。変容する家族に対応した社会保障等社会制度を見直すときがきている。

5 見直しがせまられる家族政策

（とりいゆみこ・政審書記一労働部会担当）

国保制度の改正と

今後の課題

田 鹿 文 隆

はじめに

現在、日本の国民医療費は毎年一兆円をはるかに上回る伸びを示し、すでに年間約二三兆五千億円（一九九二年度）もの規模に達している。その大きな原因の一つに、人口の高齢化があげられるが、いうまでもなく、一般的にお年寄りは若い人たちに比べ病気にかかりやすく、また治りにくいため治療期間も長引く傾向にある。そのため年齢が高くなるほど医療費も高くなり、七十歳以上では一人あたり年間約六万六千円、全年齢平均の三・八倍以上の額に達しているのである（いずれも九二年度）。

また、とりわけ国民健康保険の場合、高齢者の加入割合が高く、しかもそれは年々大き

くなっているので、七十歳以上（六十五歳以上で寝たきりの人を含む）の高齢者の医療費に

ついては、老人保健制度による支援を受けてはいるが、国民健康保険の負担する医療費は財政を圧迫するほどまでに膨れ上がっているという状況である。今後さらに急激な高齢化が予想されるため、厳しさを増していくことは確実である。

今回の改正のポイント

厚生省は、九五年一月二十日に招集された第一三二通常国会に「国民健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。

これは前回の改正が、保険基盤安定制度や国保財政安定化支援事業などについて、九三年から二年間の暫定措置だったことから、さらに二年間の延長、継続をするという内容を含むものであるが、ほかにも、所得の低い世帯が増加し、保険料負担が過重になっているのか、また、医療保険制度をどうするのかを真剣に考えなければならない時に来ているといえる。

国民皆保険を支える国民健康保険制度は、

その加入対象である自営業者や農業者の減少、高齢者や低所得者などの増加により、加入者の拠出による保険制度としての財政基盤が弱体化しつつある。また、医療費の地域間格差などに起因する保険料の市町村間格差の問題が存在するほか、過疎化の進行により市町村保険者の小規模化が進んでおり、保険者の機能を十分に果たせないところも少なくないなどの問題があげられる。

一 保険料軽減制度の拡充

国民健康保険制度では、無所得世帯の割合

が一九八〇年には全体の一三・一%だったのが、九二年には二〇・八%へと増加した。それにもない、中間所得層への保険料負担にしわ寄せがきていることから、応益割合（保険料に占める定額保険料部分の割合）を高め、保険者間及び保険者内の負担の公平を図る必要があり、応益割合が五〇%に近い保険者を中心、低所得者に対する保険料軽減制度を

（別表）のように段階的に拡充し、低所得者の保険料負担が増大しないよう配慮しつつ、中間所得者層の保険料負担の軽減を図る。

二 保険基盤安定制度にかかる暫定措置

保険基盤安定制度（応益保険料の軽減分を公費で補填する制度）の国庫負担割合は一分の一の定率負担が原則であったが、国庫の状況等にかんがみ九三年度、九四年度は一〇〇億円の定額負担とされるとともに、国庫負担縮減相当額については地方財政措置が講じられた。今回、引き続き国の定額負担を二年間継続するが、その額について増額を図る（九五年度：一七〇億円、九六年度：二四〇億円）というものである。

国庫負担縮減相当額についても、引き続き地方財政措置を継続する（九五年度：四五三億円）。

三 国保財政安定化支援事業の継続・暫定的制度化

病床数が多いなどの理由がある場合に、市町村の一般会計から国保特別会計への繰入れを認め、これを地方財政措置で支援するという国保財政安定化支援事業を前回の改正から引き続き二年間継続する（九五年度地方財政措置：二二五〇億円）。

四 高額医療費共同事業の拡充

被保険者三千人未満の保険者割合の推移を見ると、六五年に一〇・〇%だったのが九二年に三五・八%に大幅に増えていることから、

①高額な医療費について都道府県単位で負担を調整する高額医療費共同事業に対する都道府県の助成を増額の上、二年間継続する。（九五年度地方財政措置は三一〇億円、対前年度一二〇億円増）
②超高額な医療費にかかる全国単位での共同事業を新たに実施し、国の補助を創設する。（九五年度：二〇億円）。
③保険者が行う健康診査等の保健事業に対し、国保連などによる支援を強化する。

六 その他

所得の伸びを勘案し、保険料の賦課限度額を五〇万円から五二万円に引き上げる。
精神の措置入院、結核の命令入所について、市町村間の負担の公平化を図るために、住所地特例（措置により入院し、住所を移した場合であっても、引き続き措置前の市町村の国保に加入することとするもの）を創設する。

老人保健制度の改正

五 基準超過医療費共同負担制度にかかる基準の改正

保険料の地域間格差、特に、高医療費による高保険料負担が問題となっている。例えば、

また、国民健康保険制度の加入者が、その全体の七割を占め、密接に関係する老人保健制度についても、今回改正される点がある。

それは、老人医療費拠出金算定に用いられる老人加入率上限を超える保険者が増加している問題である。加入率二〇%を超える保険者数の推移を見ると、八三年に一・九%だったのが九三年には三八・三%へと急増していく。現行制度では、各保険者の実際の老人加入率にかかわらず、全国同じ割合の老人が加入していると仮定し、老人医療費拠出金を算定するのが基本で、特例的に老人加入率の上下限（二〇%上限、一%下限）を超える保険者については、それぞれ二〇%、一%とみなして算定していた。つまり、二〇%を超える市町村保険者は、超えた分の負担を自分たちでまかなわないといけなかった。それを今回、段階的に引き上げることによって、市町村保険者の財政を支援することができるというものである。また、老人医療費拠出金の算定方法について、三年以内の見直しを行うことも法律に盛り込んでいる。

今後の課題

以上のように、今回の国民健康保険制度の改正は、保険料負担の公平化や軽減制度の拡充、市町村保険者に対する財政支援措置など国保制度の安定に向けて一定の評価ができるものである。しかし、これからますます高齢者が増加する傾向にあることを考えると、老

人医療費や無所得世帯への対応、小規模保険者の増加の問題など検討すべき課題が多い。

また、市町村において保健・医療・福祉を総合的に推進していく観点から、九五年度からスタートする新ゴーランドプランを積極的に支援し、充実させていくことも重要である。

今後も国民皆保険制を堅持しつつ、国民健康保険制度の安定を図っていくためには、高齢者の医療費負担をより公平なものにすることなど、国民健康保険制度の財政基盤の安定化を図ることが必要ではあるが、前回の改正同様、暫定措置的な改正、対策ではなく、国民健康保険制度を立て直すための抜本的な対策を講じなければならない。

そして将来的には、国民健康保険の財政基盤を立て直した上で、国民皆保険の趣旨を踏まえ、医療保険の給付と負担の格差と不公平を解消する医療保険の一元化に取り組むべきであろう。

別表 低所得者の保険料負担割合

応益割合	35%未満	35%以上 45%未満	45%以上 55%未満	55%以上
	一律 6割、4割			
現 行				
95年度	5割、3割※	6割、4割	6割、4割、2割	6割、4割
96年度以降	5割、3割※	6割、4割	7割、5割、2割	6割、4割

※ 保険者は、当分の間、現行の6割、4割軽減のままですることができる。

参考資料（厚生省） 国保制度改革による財政影響額（単位：億円）

国	都道府県	市町村	保険料
+ 90	+ 145	+ 6	△ 241

（注）上記影響額は制度改正によるものであり、

医療費の増加等による影響は考慮していない。

一九九四年度総目次一覧

1月号(三二八号)

卷頭言

池端清一

1

〈資料〉

保健婦助産看護婦法の一部を改正する法律案要綱

2月号(三二九号)

卷頭言

細谷治道

1

〈資料〉

脳死および臓器移植問題に関する基本的考え方

3月号(三三〇号)

卷頭言

中野義郎

1

年金改正の検討状況についての中間報告(メモ)

4月号(三三一号)

卷頭言

小川和也

2

歯科技工法の一部を改正する法律案要綱

5月号(三三二号)

卷頭言

大庭義典

3

不正献金・ゼネコン汚職「茨城県調査を終えて」

6月号(三三三号)

卷頭言

佐々木義人

4

製造物責任法制定に向けた取り組みについて

7月号(三三四号)

卷頭言

高橋義明

5

政府税制調査会の「中期答申」について

8月号(三三五号)

卷頭言

大庭義典

6

連立与党政策幹事会座長コメント

9月号(三三六号)

卷頭言

大庭義典

7

「環日本海交流フォーラム・イン福岡」・関連資料

10月号(三三七号)

卷頭言

大庭義典

8

水道原水の水質の保全に関する事業の促進等に関する法律案(仮称)をめぐる政府の対応について

11月号(三三八号)

卷頭言

大庭義典

9

自衛隊法の一部を改正する法律案・関連資料

12月号(三三九号)

卷頭言

大庭義典

10

整備新幹線について(案)――見直しについて――

1月号(三三一號)

卷頭言

大庭義典

11

「政治改革関連法案」修正要綱

2月号(三三二號)

卷頭言

大庭義典

12

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案要綱(案)

3月号(三三三號)

卷頭言

大庭義典

13

「コメの関税化六年延長・ミニマムアクセスによるコメ輸入」についての日本社会党農林水産部会の見解

4月号(三三四號)

卷頭言

大庭義典

14

一九九三年度第二次補正予算資料

5月号(三三五號)

卷頭言

大庭義典

15

政策の焦点

6月号(三三六號)

卷頭言

大庭義典

16

「テレ朝」問題について

7月号(三三七號)

卷頭言

大庭義典

17

工藤尚彦

8月号(三三八號)

卷頭言

大庭義典

18

年金改正試案

9月号(三三九號)

卷頭言

大庭義典

19

年金改正試案

10月号(三三一號)

卷頭言

大庭義典

20

年金改正試案

11月号(三三二號)

卷頭言

大庭義典

21

年金改正試案

12月号(三三三號)

卷頭言

大庭義典

22

年金改正試案

1月号(三三四號)

卷頭言

大庭義典

23

年金改正試案

2月号(三三五號)

卷頭言

大庭義典

24

年金改正試案

3月号(三三六號)

卷頭言

大庭義典

25

年金改正試案

4月号(三三七號)

卷頭言

大庭義典

26

年金改正試案

5月号(三三八號)

卷頭言

大庭義典

27

年金改正試案

6月号(三三九號)

卷頭言

大庭義典

28

年金改正試案

7月号(三三一號)

卷頭言

大庭義典

29

年金改正試案

8月号(三三二號)

卷頭言

大庭義典

30

年金改正試案

9月号(三三三號)

卷頭言

大庭義典

31

年金改正試案

10月号(三三四號)

卷頭言

大庭義典

32

年金改正試案

11月号(三三五號)

卷頭言

大庭義典

33

年金改正試案

12月号(三三六號)

卷頭言

大庭義典

34

年金改正試案

1月号(三三七號)

卷頭言

大庭義典

35

年金改正試案

2月号(三三八號)

卷頭言

大庭義典

36

年金改正試案

3月号(三三九號)

卷頭言

大庭義典

37

年金改正試案

4月号(三三一號)

卷頭言

大庭義典

38

年金改正試案

5月号(三三二號)

卷頭言

大庭義典

39

年金改正試案

6月号(三三三號)

卷頭言

大庭義典

40

年金改正試案

7月号(三三四號)

卷頭言

大庭義典

41

年金改正試案

8月号(三三五號)

卷頭言

大庭義典

42

年金改正試案

9月号(三三六號)

卷頭言

大庭義典

43

年金改正試案

10月号(三三七號)

卷頭言

大庭義典

44

年金改正試案

11月号(三三八號)

卷頭言

大庭義典

45

年金改正試案

12月号(三三九號)

卷頭言

大庭義典

46

年金改正試案

1月号(三三一號)

卷頭言

大庭義典

47

年金改正試案

2月号(三三二號)

卷頭言

大庭義典

48

年金改正試案

3月号(三三三號)

卷頭言

大庭義典

49

年金改正試案

4月号(三三四號)

卷頭言

大庭義典

50

年金改正試案

5月号(三三五號)

卷頭言

大庭義典

51

卷頭言

大庭義典

52

卷頭言

大庭義典

53

卷頭言

大庭義典

54

卷頭言

大庭義典

55

卷頭言

大庭義典

56

卷頭言

大庭義典

57

卷頭言

大庭義典

58

卷頭言

大庭義典

59

卷頭言

大庭義典

60

卷頭言

大庭義典

61

卷頭言

大庭義典

62

卷頭言

大庭義典

63

卷頭言

大庭義典

64

卷頭言

大庭義典

65

卷頭言

大庭義典

66

卷頭言

大庭義典

67

卷頭言

大庭義典

68

〈資料〉

九四年度税制改正に関する基本方針（案）

保育問題についての基本的考え方

病院給食費の患者負担導入問題について

追加的景気対策の重点（案）

公共工事の入札・契約制度改革への提言（要旨）

連立政権の発足以後の成果についてのメモ

政策の焦点

I 公共事業の執行適正化問題について

II 国民本位の税制改革に向けて

茂木 励 前田恭宏 51

42 39 38 37 36 28

3月号（三三〇号）

巻頭言 角田義一

1

平成六年度税制改正大綱及び予算編成大綱

4

平成六年度税制改正大綱

35

平成六年度予算編成大綱

35

平成六年度税制改正大綱及び予算編成大綱

4

平成六年度税制改正大綱

1

平成六年度税制改正大綱及び予算編成大綱

1

平成六年度税制改正大綱及び予算編成大綱

1

平成六年度税制改正大綱及び予算編成大綱

0

ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う当面の農業農村対策について（案）

—連立与党農業農村プロジェクトチーム—

漁業生産基盤及び漁村生活環境の整備推進に係る申し入れ

—連立与党農業農村プロジェクト水産ワーキングチーム—

〈政治改革関連四法案関係〉

党声明（参院での否決について）

両院協議会・再議決の基本認識

—政府・与党連絡会議—

委員長談話（今国会での成立見通し）

合意書（四法案可決に当たって）

〈その他〉

総合景気対策（案） —連立与党—

景気浮揚のための土地・住宅対策（追加提言）

—連立与党土地・住宅プロジェクトチーム—

景気浮揚のための土地・住宅対策解説

—日本社会党政審事務局—

整備新幹線について

—連立与党政策幹事会・連立与党幹事会—

年金改正について

—連立与党政策幹事会—

高齢社会福祉プログラムの骨格

—日本社会党—

年金改正について

—連立与党政策幹事会・連立与党幹事会—

医療保険制度及び老人保健制度改革について

—連立与党政策幹事会—

連立与党・平成六年度税制改正大綱について

—日本社会党税制調査会—

—日本社会党税制調査会—

—日本社会党税制調査会—

81

83

91

97

99

96

98

97

96

95

93

97

96

97

98

99

101

98

97

96

95

93

92

91

90

89

88

87

86

85

81

83

82

81

80

81

82

81

80

81

82

81

80

81

82

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

81

82

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

82

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

82

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

82

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

82

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

82

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

82

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

80

81

4月号(三三号)

卷頭言 前編 幸子

特集

九四年度政府予算案

成果のポイントと課題

九四年度政府予算案の決定に対する談話

” 成果のポイントと課題 ”

5月号(三三二号)

卷頭言
溫井實

特集

日本社会党全国政審会長・政策担当者会議報告

税制改革協議会・社会党小委員会・社会党行財政
税制改革協議会・社会党高齢社会
福祉プログラム特別調査会

資料

一二九国会成立「日切れ法」一覧・解説
憲法記念日にあつての申し入れ
中村喜四郎代議士の逮捕許諾に関する談話（書記長）

資料

日本社会党政府委員制度見直問題プロジェクトチーム報告	日米首脳会談に関する談話
小沢試案の問題点	政策の焦点
内閣提出予定法律案等件名一覧（一二九国会）	米の供給確保に関する申し入れ
福祉社会に対応する税制改革協議会（メモ）	臓器移植に関する法律案要綱
Ⅰ 国会改革と政府委員制度の廃止についての検討	I 政策の焦点
早川幸彦	II 扉開いた九四年度税制改正
前田恭宏	69 65
59 58 55 52 49	49

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律案要綱	55
原子爆弾被爆者等援護法に関するプロジェクト報告・大綱	
地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）に関する調整について	
— 政策幹事会 —	58
水俣病プロジェクトチームの水俣病訴訟和解に対する見解	55
「行政改革委員会検討プロジェクト（仮称）」の検討結果について	
— 政策幹事会 —	62
行政改革委員会設置法要綱について	
— 政策幹事会 —	63
製造物責任法に関する連立与党プロジェクトの検討結果について	
— 政策幹事会 —	62
政策の焦点	
環日本海圏政策と新しい国土軸の形成	
石田好数	69
6月号(三三三二号)	
卷頭言 関山信之	1
〈特集〉総理の所信表明に対する代表質問	
衆議院本会議 村山富市 日本国社会党委員長	
野坂浩賢	
国会対策委員長	
参議院本会議 浜本万三 (参) 議員会長	11
糸久八重子 (参) 議員副会長	15
〈資料〉	20
新たな連立政権樹立のための確認事項	24
談話(羽田総理指名)	26

政権離脱に至る経過とわが党の態度	
永野法務大臣の発言について(書記長)	
永野法務大臣辞任に関するコメント(書記長)	
〈社会主义インターナショナル国際大会関係資料〉	
二一世紀に向けてアジア太平洋の時代	
社会主義インターナショナル副議長 田辺誠	
ピエール・モロワ議長の開会の辞	
歓迎挨拶 日本社会党委員長 村山富市	
アジア・太平洋の新時代	
日本社会党理論センター所長 嶋崎譲	
日本社会党國際局副局長 北村哲男	
アジア・太平洋の平和と安全保障	
日本社会党國際局副局長 北村哲男	
国際連合および国際安全保障の未来に関する決議	
アジア太平洋地域の安全保障に関する決議	
アジア・太平洋の民主主義、経済・社会発展に関する決議	
女性の人权に関する決議	
「イデオロギーの変革」決議	
国連カイロ人口会議についての決議	
クオータ制の推進に関する決議	
政策の焦点	
I 政治改革と政策と	
II 規制緩和問題についての一考察	
伊藤安博	
仙波春生	
7月号(三三四四号)	
卷頭言 田口健二	
1	
58 55	53 52 49 48 46

概要	樹立に關する確認事項 戦後福祉社会から二一世紀福祉社会へ	8
高齢社会福祉プログラム（中間報告）	4	
付属資料一 対比表他	7	
憲法記念日があたって	24	
国会改革への取組みについて	43	
〔第七回中央委員会関係〕	55	
委員長挨拶	43	
一般党務報告（書記長）	46	
社会党税制調査会「指針案」提起以降と今後の取組みについて	43	
行財政改革プロジェクトチーム経過報告	51	
〔閣外政策会議関係〕	52	
日本社会党と新党さきがけ・グループ青雲・民主の風の政策会議（報告）	57	
福祉・行革・税制協議会の設置について	58	
「農業政策協議会」報告	59	
政策の焦点	65	
環境保全型農業への展開へ	1	
行川 清	1	
8月号（三三五号）	1	
卷頭言 梶原敬義	1	
〈特集〉村山連立内閣誕生	4	
入党声明	5	
新たな連立政権樹立に当たって—国民へのアピール—	4	
政策の焦点	4	
I 今後の税制改革の課題	4	
塩原洋光	53	
「スポーツ振興くじ」問題への社会党の対応と見解について（案）	14	
付属資料一	10	
国際司法裁判所へ提出予定の日本政府の陳述書について（談話）	14	
平成六年度予算案に対する賛成討論（衆）	25	
朝鮮民主主義人民共和国のIAEA脱退について	27	
規制緩和の基本的考え方と推進体制	28	
羽田内閣の総辞職があたって	28	
福祉プロジェクト報告書（閣外政策会議）	33	
〔農業問題〕	34	
一九九四年産生産者米価と農業政策の確立に関する申し入れ	39	
平成六年産米穀の政府買入価格（試算値）について・米価関連対策（与党三党）	41	
談話（生産者米価決定について）	42	
〔法案関係〕	43	
「製造物責任法」・附帯決議（一二九国会で可決成立）	46	
沖縄における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案要綱	46	
音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律案	46	
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	46	

9月号(三三六号)

卷頭言 池端清一

1

<特集>I 第百三十回臨時国会

村山総理所信表明演説

4

各党代表質問に対する総理の答弁ポイント

9

参議院代表質問(久保亘)

13

<特集>II 一九九五年度予算概算要求

—シーリング及び重点事項—

19

平成七年度概算要求について

13

防衛関係費の概算要求基準枠の設定にあたって

4

概算要求にあたっての基本的考え方

24

概算要求重点事項

25

<付属資料>

38

予算概算要求に当つての与党各調整会議の態度

24

ナボリサミットを終えて

42

知的社会形成五ヵ年計画に関する概算要求基準の特別枠を求める決議

42

ガット「農業合意」とともになう食料・農業・農村政策大綱

42

米国産リンクの輸入解禁問題について —農水調査会議—

43

申し入れ(日韓漁業問題)

47

当面する政局に臨むわが党の基本姿勢(草案)

47

村山政権樹立に至る経過と結果について

47

与党政策調整会議・課題別プロジェクトメンバー表

59 56 49 47 47 43 42

政策の焦点

10月号(三三七号)

卷頭言 穂山篤

1

<特集>I 「二一世紀への選択」—論点整理—

—政審・研究プロジェクトチーム—

4

<特集>II 平和への挑戦(草案)

—「新時代の安全保障政策」策定委員会—

28

<特集>III 九五年度予算概算要求

—に関する省庁別概要と重点事項—

48

<資料>

衆議院議員選挙区画定審議会の勧告について(談話)

81

「防衛問題懇談会」答申について(談話)

81

ルワンダ難民救援活動への人的協力について

82

—防衛調整会議—

83

桜井環境庁長官の発言に関する談話

83

終戦の日「誓いのことば」

84

当面する公共料金問題に関する考え方

—党政審—

85

高速自動車国道の料金改定について

—党政審—

86

11月号(三三八号)

卷頭言 上山和人

1

<特集>I 税制改革関係

税制改革に関する総理の所感(九月二三日臨時閣議)

5 4

税制改革大綱
特集 II 一三一回国会関係

村山総理所信表明演説	— 与党三党 —	11
衆議院代表質問（上原康助）	22
参議院〃（青木薪次）	27
〈資料〉	34
今後の福祉施策と所要財源について	34
別添1 新ゴールドプランについて	— 与党福祉プロジェクト —	40
別添2 子育て支援のための総合計画の基本的な考え方について	— 与党経済対策プロジェクト —	48
高速自動車国道の今次料金改定等に関する審議結果について	— 与党行政対策プロジェクト —	49
高速自動車国道の料金改定に伴う検討事項について	— 建設省道路局長 —	50
高速自動車国道の料金改定について	— 物価問題関係閣僚会議 —	50
行政改革を進めるに当たっての基本方針	— 与党行革プロジェクト・政策調整会議 —	51
緊急農業農村対策について	— 与党農林漁業プロジェクト・農水調整会議 —	53
新たな米管理システムについて	— 与党農林漁業プロジェクトチーム —	56
政策の焦点	59
I 揺籃としての可能性 一二二世紀を射程に入れた	— 与党三党 —	59
「税制改革大綱」	前田恭宏
II スウェーデンの高齢者ケア	小川正浩

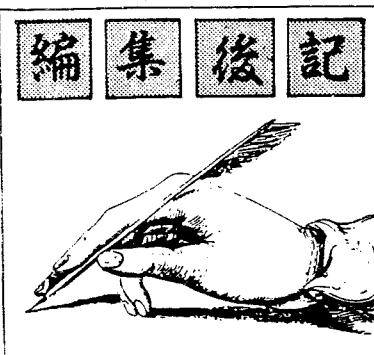
12月号(三三九号)

卷頭言	土肥 隆	1
〈資料〉	1
ルワンダ難民支援国際平和協力隊に派遣される自衛隊部隊の携行武器についての確認事項	— 防衛・外交・内閣合同調整会議 —	4
地方公共団体における行政改革についての申し入れ	— 与党政策調整会議 —	4
公共投資基本計画の見直しについて	— 党行財政改革プロジェクト —	14
ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱	— 政府緊急農業農村対策本部 —	16
年金改正にどのように取り組んだか・主要ポイント	— 党厚生部会 —	22
公正取引委員会の辞任に伴う人事問題について(メモ)	— 党商工部会 —	30
今後の規制緩和・行政改革の推進下における公正取引委員会のあり方について	— 党商工部会 —	31
公正取引委員会の人事問題について	— 党商工部会 —	34
今後の公共料金の取扱について	— 与党経済対策プロジェクトチーム —	34
日本社会党の環日本海圏政策	— 3	36
環日本海国土軸の構築と経済圏の展望	36
平成七年度税制改正基本方針(案)	— 党税制調査会 —	46
原爆被爆者援護法案	50
与党合意の経過と内容	50
党戦後五〇年問題特別委員会	50

もちろん自己批判を含めて言うのだが、われわれの政策の発想はこれまで実に単純であった。一つは、「もつと国は責任を」。もう一つは、「もつと力ネを」。この二つの「もつと」が戦後革新の政策の軸であったが、どうやらいまだにすべて政党を覆っているよう見える。いや、そうではない。地方分権も、誘導や規制、計画化その他さまざまな政策手段を主張しているという反論が聞こえて来る。だが、実はこれは口先だけのことではないのか。

◇阪神大震災をめぐる野党の同義反復の質問や、マスコミの貧困な論調あるいはしゃべりは、つまるところ、「国が悪い、もつと力ネをかけろ」に尽きる。

これまで欠けていた災害



ツトワークが重要となつてゐるし、復興の街づくりには市民の知恵と介入が不可欠である。こうした発想がなければ、オカミ依存型の救助体制しか生まれないし、ビジネスによるビジネスのための街づくりしか期待できない。市民の安全を最優先した街は市民自身がつくらしかない。◇こうした動きは震災が発生する前から全国的に生まれている。活発なボランティア活動、いのちと福祉のための街づくりに向けた多様な活動と条例化などなど。しかし、こうした市民公益活動にとっての法的枠組みなど社会的支援は未熟で、アメリカやイギリスの例を参考にした体系の議論が急がれる。◇社会の可能性を信じ、社会を鼓舞し、社会とともに生きることによって、政治の再生は約束される。

時の国全体の危機管理（分権型）や救助体制を整備しておくことはもちろん必要であるし、そのため財源を惜しむべきではない。さらに、被災地の復興計画を国が技術面と財政面の両方でサポートすることは不可欠なことである。◇しかし、今度の震災を教訓として今後のことを考える時、より大切なことがあるように思う。それは、救助に当たっては行政機構の充実とあわせ、社会連帯による不

(〇)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 大畠章宏 田口健二
緒方克陽 土肥隆一
穂山篤 上山和人
薬科満治 温井寛
石田武 石田好数
早川幸彦 河野道夫
小川正浩 長谷川崇之
伊藤安博 西川洋
平塚博 浜谷惇
会計監査 石橋大吉 糸久八重子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部 四五〇円

送料 七六円

年間購読料 六〇〇〇円（前納）

郵便振替 東京〇〇一八〇

四一八〇八二二

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

March 1995

No. 342

<FOREWORD>

OGATA Katsuyo

Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURES> On the Hanshin Earthquake

Preliminary Proposals on Relief Measures

(Relief Operations Committee of the Ruling Parties)

Questioning at the Emergency Session of the Diet

(By TAGUCHI Kenji, M.P.)

Questioning at the Session of the Upper House

(KUBO Wataru, M.P.)

<DOCUMENTS>

On the Announcement by the Housing and Urban Development Corp. to Raise Housing Rents

List of the Cabinet-submitted Bills and Treaties

1994 Index of 'Seisaku Siryo'

<POLICY FOCUS>

I. Why should the ILO Convention 156 be ratified?

(By TORII Yumiko)

II. Toward the Reform of the National Health Security

(By TAJIKA Fumitaka)

政策資料 3月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3880~4
FAX 03(3502)5857

**Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料76円)